

フランス会社法 (6)

—第 118 条～第 152 条—

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄

金澤 理 中村真澄 福井 守

奥島孝康 井上治行 荒木正孝

第 2 款 董事会および監事会

Sous-section II. — Directoire et conseil de surveillance

〔前 註〕

1. **立法の経過** 董事会および監事会の制度は原案には存しなかったものであるが、René Capitant 氏と Le Douarec 氏との提案に基づいて採択され、会社法第 118 条ないし第 150 条において規定されるに至ったものである。

提案者の意図は次の 3 項目に要約される。

(1) この制度を採用することによって、企業構造が改善され、国内市場はもとより国際市場においても、競争を促進することが可能になる。

(2) 西ドイツの会社法に存するこの種の制度を採り入れることによって、ヨーロッパ法の統一に向けて前進するきっかけをつくることになる。

(3) 董事会の構成員は株主たることを要しないから、従業員中の幹部級の人を董事会に送りこむことにより、労働の名において業務執行をコントロールすることが可能になるから、株主の中から構成員を選任する監事会が資本の名において業務執行をコントロールするのと相俟って、監督機構を現在の状態よりも明確なものとし、企業の進歩を容易にすることができる。

提案は会社法第 112 条の 1 から同条の 28 までとして条文化すること、この制度をすべての株式会社に適用すべきこと、西ドイツの Vorstand にあたるものは Comité de direction とし、Aufsichtsrat にあたるものは conseil de surveillance としていた。

両院での審議の結果、この制度をすべての株式会社に適用することは尚早であるとして、採否は各会社の自由とされ、comité de direction という用語について

董 事 会

は、Dailly 氏から conseil de direction という用語とすべき旨の提案があったが、Foyer 氏の提案になる directoire という語が結局採択された。上院においてかなり強い反対があったけれども、この制度を採用することによって政府原案の内容が豊かになること、一括廃案とせず、これを採用して建設的な立法とすべきであるという Foyer 氏の指導的な意見のおかげで、Capitant 氏等の熱意は報いられたのであった。

2. 制度の概観 この制度を採用する株式会社の必要的機関は、次の4つになる。(1) 株主総会、(2) 董事会、(3) 監事会、(4) 会計監査役。董事会は取締役会にあたり、監事会は業務監査役会とでもいうべきものにあたる。この種の株式会社を新型の会社または法第118条の会社といい、従来の会社を旧型の会社または法第89条の会社と呼んでいる (Didier, I, p. 490 et s.)。

董事会の構成員は5人以内とし、監事会がこれを選任する。社長もこの5人のなかから監事会が決める。この点で旧型と著しく趣を異にする。旧型では法人取締役が認められるのに反して、新型では、自然人のみが構成員となりうる。構成員は株主たることを要しないから、従業員からも選任しうる。構成員の任期は4年、その報酬も監事会が決める。構成員の解任は株主総会の権限に属するが、その提案権を有するのは監事会である。

監事会の構成員は3人以上12人以内とし、株主総会において株主のなかから選任する。法人も構成員となりうる。任期は6年、報酬は株主総会が決める。監事会の任務は、董事会による業務執行を監督することであり、会計に関する監督は別の機関である会計監査役が行なう。

3. 新型の評価 新型の株式会社には、次のような長所があるとされている。

(1) 董事会の構成員は2社しか兼任しえず、各構成員は対等の立場で会議体を構成し、代理人を出席させることが許されないから、業務執行の能率がよい。

(2) 監事会は、定款所定の取引について事前の認許権を有するほか、広い範囲の検査権や報告を受ける権限を有し、旧型の取締役会による監督よりも効果的に業務執行を監督することができる。新設合併の場合には消滅した各社から監事会構成

員を選んで合同で監督することができる (H. Lecompte, *La société anonyme avec directoire*, R. D. C. 1968, n° 2, p. 243 et s.)。

(3) 業務執行とそれに対する監督とを分離したこと。旧型による株式会社においては、取締役は取締役会のメンバーとして、業務執行の決定に参加し、かつ、業務執行を監督する地位におかれるが、これは現実とかけはなれた制度である。

(4) 旧型を採用している株式会社においては、社長は取締役会によっていつでも解任される地位におかれているけれども (法 110 条 3 項)、新型を採用している会社の社長は、株主総会でなければこれを解任することができないし、正当な理由がないのに解任した場合には、これによって生じた損害を賠償しなければならない (法 121 条 1 項)。

(5) 旧型では社長だけに会社代表権があたえられているが (法 113 条 1 項)、新型では社長だけではなく、定款によって、社長以外の董事会構成員にも会社代表権をあたえることができるから (法 126 条 2 項)、企業経営上の要請に応えやすい。

(6) 旧型の会社の取締役は、法令定款に違反したり、業務執行に関して過失があったとき、連帯責任を負うが (法 244 条 1 項)、新型の会社の監事会構成員は業務執行には関与しないから、この種の責任を問われなくてすむ。このことが監事会に人を集めやすくする (Mercadal et al., p. 458)。

しかし、短所もないことはない。次の諸点がそれである。

(1) 監事会が信頼しうる人を董事会に送りこんで、大切な業務監督を怠るときには、会社経営の実権は董事会の手中に帰してしまい、下手をすると董事会は他会社または銀行の利益をはかる機関に成り下ってしまうおそれがある。

(2) 監事会が強くて会社の実権を握り、董事会を意のままに動かすようだと、新型制度の形式化が生じる (Mercadal et al., p. 461)。

4. 実施状況 新型は短所よりも長所の方が多く、勝れているとの評価が多いけれども、新型を採用した会社の数は多くない。たとえば、1970年に設立された株式会社 2,565 社中、新型株式会社は 76 社であるにすぎない (Hémard et al., Annexe)。提案者の意気込みがはげしかったため、経営者等が経験ずみの旧型をすてて新方式を採り入れることをためらい、動こうとしなかったのだという。実状は

董 事 会

そうであっても、外国会社がフランスに子会社を設立する際に、新型方式を採用することも考えられるほか、新型方式だけを採用しているヨーロッパ会社法の草案がそのまま法律化された場合には、今の状況は相当変化するものと想定される (Mercadal et al., p. 461)。現状はなお流動的であるから、E C諸国の今後の動きを見まもるほかはない。

法第118条〔新形式の採用・廃止〕

①株式会社は、定款をもって、会社が本款の規定の適用をうける旨を定めることができる。この場合には、会社は、第89条ないし第117条の規定を除き、株式会社に適用されるすべての規定の適用をうける。

②会社は、その存続中に、前項の定めを定款に設け、またはその定めを廃止することができる。

Loi Art. 118.—Il peut être stipulé par les statuts de toute société anonyme que celle-ci est régie par les dispositions de la présente sous-section. Dans ce cas, la société reste soumise à l'ensemble des règles applicables aux sociétés anonymes, à l'exclusion de celles prévues aux articles 89 à 117.

L'introduction dans les statuts de cette stipulation, ou sa suppression, peut être décidée au cours de l'existence de la société.

〔解 説〕

1. 選択の自由 株式会社は旧型を採用するか新型を採用するかは全く自由である。会社法が施行された1967年4月1日以後に設立される株式会社は原始定款により、会社法施行前から存在する株式会社は定款変更の手續を経て（法153条）、新型の方式を採用することができる。新型を採用した後、定款を変更して旧型を採用することもできる (Gide et al., I, p. 142)。

新旧いずれかの制度を一括して採用することが必要であって、新旧両制度の 1 部ずつを組合せたコンビネーション方式は許されないから、取締役会（旧型）と監事会（新型）とをコンビにしたり、旧型の社長の代わりに新型の董事会を設けて、これを取締役会（旧型）とを組み合わせること等は認められない（Mercadal et al., p. 458）。

2. 商号との関係 新型を採用した会社の商号には、《会社法第 118 条ないし第 150 条の適用ある会社》という語句を用いて会社の形態を表示しなくてはならない（法70条，令56条2項）。

法第 119 条〔董事会の構成〕

①株式会社は、5 人以内の構成員からなる董事会がこれを統理する。

②（1967年7月12日法律第 67—559 号により改正）《資本金が 25 万フラン未満の株式会社においては、董事会の職務を 1 人で行なうことができる。》

③董事会は監事会の監督のもとにその職務を行なうものとする。

Loi Art. 119.—La société anonyme est dirigée par un directoire composé de cinq membres au plus.

(L. n° 67-559 du 12 juill. 1967.) 《Dans les sociétés anonymes dont le capital est inférieur à 250 000 F, les fonctions dévolues au directoire peuvent être exercées par une seule personne.》

Le directoire exerce ses fonctions sous le contrôle d'un conseil de surveillance.

令第 96 条〔董事会構成員の人数〕

董事会の構成員の人数は、定款においてこれを定める。定款にその定めがないときは、監事会がこれを定める。

董 事 会

Déc. Art. 96.—Le nombre des membres du directoire est fixé par les statuts ou, à défaut, par le conseil de surveillance.

〔解 説〕

1. 董事会構成員という用語の由来 *directoire* を董事会と邦訳する理由については巻頭 9 頁で明かにしておいたから、ここでは省略するが、その構成員 (*membres du directoire*) という用語の由来については若干の説明が要る。元来、会社の経営者を表現する語としては、重役、取締役、役員等の語が常用されるのであって、日本語としても、何某は重役だとは言っても、何某は重役会の構成員だとは絶対に言わない。フランスにおいても、下院に本法案がかかっていたときには、*directeurs généraux* という語が用いられていた。構成員 (*membres*) という語は上院で決定したものであるが、上院はなぜこの語を選んだのかということ、新型株式会社の董事会は、当該企業内の従業員出身の幹部 (*cadres, technocrates d'entreprise*) だけではなく、企業外の人をも加えて、これを構成すべきものであるという意見に一致したからである (Trouillat, p. 339; Hamiaut, II, p. 100)。新型の株式会社においては、業務執行 (*direction*) と業務執行の監督 (*contrôle*) とがはっきりと分離しているので、董事会は日本式な表現をすれば、代表取締役だけで構成されるものであり、それを監督する機関は、取締役会ではなくて、全く別箇の機関である監事会であるから、董事会は、旧型会社の取締役会の如く月に 1 回とか 2 月に 1 回開くとかいうような会議体ではなく、毎日または 2 日毎に開いて、生き活きとした行動をとる必要があり、そのためには、各構成員が対等の地位におかれ、対等の責任を負って、対等の職務を執るところの会議体 (*organe collégial*) でなければならず、したがって、その構成員は、名前だけの重役 (*directeurs in partibus*) ではなくて、本当の経営者 (*véritables directeurs*) でなくてはならない。旧型の株式会社の取締役は取締役会における業務執行の決定 (*administration*) には参加するけれども、主導的立場における業務執行 (*direction*) には全く関与しない。したがって、董事会の構成員を *directeurs généraux* という語で表現するときは、旧型会社の平取締役 (*administrateurs in partibus*) と同じものかというイメージ

をあたえることになって、董事会の性格を誤解させるおそれがある (Hamiaut, II, p. 100)。

2. 構成員の人数 2人以上5人以内である。この範囲内で定款で規定する。定款で定めてなければ、監事会が構成員を選任するときに定める (令96条)。資本金が25万フラン未満の株式会社については例外があって、董事会の職務を行なう者は1人でよい。旧型株式会社においては、資本金50万フラン未満の場合、副社長 (directeurs généraux) は1人でよいから (法 115 条), 均衡を失するうらみがある (Trouillat, p. 340)。

3. 董事会に対する監督 監事会が董事会の職務の執行を監督するための機関である (法 119 条 3 項)。業務執行機関たる董事会とその業務執行を監督する機関たる監事会とが、完全に分離している点に新型による株式会社の機関構成上の最大の特徴がある。

法第 120 条 [構成員の選任]

①董事会の構成員は、監事会がこれを選任する。監事会は構成員の1人を社長にあてる。

②董事会の職務を1人が行なう場合には、これを単独董事という。

③董事会の構成員または単独董事は自然人であることを要し、これに反する選任は無効とする。この構成員または単独董事は株主であることを要しない。

Loi Art. 120.—Les membres du directoire sont nommés par le conseil de surveillance qui confère à l'un d'eux la qualité de président.

Lorsqu'une seule personne exerce les fonctions dévolues au directoire, elle prend le titre de directeur général unique.

A peine de nullité de la nomination; les membres du directoire

董 事 会

ou le directeur général unique sont des personnes physiques. Ils peuvent être choisis en dehors des actionnaires.

〔解 説〕

1. 資格 構成員に選ばれる資格については、自然人たることを要する以外には、特別の要件はなく、妻は夫と共に、または、夫が監事会の構成員となっている会社の董事会構成員にも選ばれることができる。親権を解除された未成年者 (mineur émancipé) は、18歳に達していれば商業を営むことができるから (仏商2条)、構成員たりうる。外国人でもよいが、外国人が代表権のある構成員となるには、外国人商人証明書 (carte de commerçant étranger) を有することが条件になる (Mercadal et al., p. 430)。前科がある者や破産者は資格がない (ibid., p. 430, 431)。法人も除外される (法120条3項)。

監事会の構成員には資格株が必要であるが (法130条)、董事会の構成員たるためには、株主たることを要しない (法120条3項)。従業員や外部から広く人材を集めようとする前提があるからである。

2. 両立しない地位 董事会の構成員たる地位と、監事会構成員たる地位とは両立しえない (法133条)。したがって、監事会の構成員が董事会の構成員に選ばれ、就任を承諾したときは、監事会構成員たる地位を当然失なう (令98条)。董事会構成員と会計監査役とも両立しない (法220条3号)。したがって、株主総会 (法223条1項) は、董事会の構成員から会計監査役を選任することはできない。

3. 社長と単独董事 監事会が構成員の1人を社長 (président) に選ぶ (法120条1項)。監事会の議長は互選 (cooptation) で選出されるが (法138条1項)、社長については互選は行なわれない。その理由を説明している文献は見当らぬが、監事会は董事会を監督する機関であるから、その見識で構成員を、そして社長を選任するのは当然のことと考えられているようである。

単独董事 (directeur général unique) は資本金25万フラン未満の株式会社において、董事会の職務を行なう (法119条2項)。これまた株式会社の機関の一つ

であり、単なる商業使用人ではないから、単独総支配人と邦訳するのは正しくない。directeur unique に général という字を付加したのは上院であって、これによって、単独董事が第三者に対して会社を代表する権限を有するものであることが明示されるとしている (Trouillat, p. 340)。

4. 公示 監事会によって選任された董事会構成員の氏名、住所は法定公報に掲載してこれを公示し、商業登記簿に登録し、かつ、商事公報にも掲載してこれを公示しなければならない。(1) 法定公報による公示 (令 285 条 1 項～3 項)。(2) 商業登記簿への登記 申請は社長の名で行なわれ、申請書には、董事会構成員の氏名住所を記載し (1968 年 1 月 2 日命令第 68—26 号により改正された商業登記簿に関する 1967 年 3 月 23 日命令第 67—237 号 11 条 1 項, 2 項 8 号)、かつ、選任を証する書面を 2 通添付することを要する (同令 55 条 2 項 2 号)。(3) 商事公報による公示 商事裁判所書記は、登記の日から 1 週間以内に、董事会構成員の氏名住所その他の事項を記載した通知を商事公報に掲載するため発送しなければならない (同令 13 条 A 項 10 号)。

公示した場合と公示しなかった場合との効果については、法 8 条を参照されたい。

法第 120-1 条 [董事会構成員および単独董事の年令制限]

(1970 年 12 月 31 日法律第 70—1284 号により追加) ①定款には、董事会構成員または単独董事の職務の遂行に関し、年令の制限を定めなければならない。明文の規定がないときは、制限年令を 65 才とする。

②前項の規定に違反する選任は、これを無効とする。

③董事会構成員または単独董事が制限年令に達したときは、当然辞任したものとみなす。

Loi Art. 120-1.—(L. n° 70-1284 du 31 déc. 1970.) Les statuts

董 事 会

doivent prévoir pour l'exercice des fonctions de membre du directoire ou de directeur général unique une limite d'âge qui, à défaut d'une disposition expresse, est fixée à soixante-cinq ans.

Toute nomination intervenue en violation des dispositions prévues à l'alinéa précédent est nulle.

Lorsqu'un membre du directoire ou le directeur général unique atteint la limite d'âge, il est réputé démissionnaire d'office.

〔解 説〕

1970年12月31日の法律によって年齢制限が定められたのは、旧型株式会社の取締役（法90—1条）、同じく副社長（法115—1条）、新型株式会社の董事会構成員および単独董事（法120—1条）、同じく監事会構成員（法129—1条）、株式合資会社の業務執行社員（法252—1条）、同じく業務監査役会の構成員（法253—1条）である。

以上の各条は、定款において年齢制限の定めをしなければならないと規定しており、この規定の実施期日は、1972年10月1日であるから（1970年12月31日法8—1条）、施行前から存在する新型の株式会社においては、定款の改正が必要になる。もっとも、定款の改正をしなくても、法第6条の適法性を欠くことにはならないで（Hémard et al., p. 761）、本条により65才をもって制限年齢とすることになるだけである。

構成員と社長との間に制限年齢の差異はない。したがって、社長が制限年齢に達したときは、当然辞任したものとみなされるから、監事会は、2月以内に補充を行わなければならない（令97条1項）。

定款をもって65才よりも延長した年齢制限を設けることは、せつかく設けた定年制を有名無実のものとするから、その当否に疑問を抱く学者もある（Hémard et al., *ibid.*, p. 838）。

法第 121 条〔解 任〕

① 董事会の構成員は、監事会の提案にもとづいて、総会においてこれを解任することができる。正当な理由がないのに解任が決議された場合には、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

② 董事会の構成員が会社と労働契約を結んでいた場合には、董事会の構成員としての職務を解任したときでも、解任は労働契約を解約する効力を生じない。

Loi Art. 121.—Les membres du directoire peuvent être révoqués par l'assemblée générale, sur proposition du conseil de surveillance. Si la révocation est décidée sans juste motif, elle peut donner lieu à dommages-intérêts.

Au cas où l'intéressé aurait conclu avec la société un contrat de travail, la révocation de ses fonctions de membre du directoire n'a pas pour effet de résilier ce contrat.

〔解 説〕

1. 解任の手續 監事会単独で、または総会単独で、董事会の構成員を解任することは認められないで、監事会に提案権があり、総会はこの提案があったときに、解任の当否を議決するのである。監事会に選任権があるのだから、方式平行論 (parallélisme des formes) からすれば、監事会に解任権を認めるのが筋で、原案はそれを認めているが、そうなると、董事会は監事会の道具になってしまい独立性を喪失して了うので、両院協議の結果、本条に決った (Hamiaux, II, p. 102)。

総会が監事会と意見を異にするときは、解任案は否決されるであろうから、監事会としては、任期の満了をまつほかない。ただし、そうすることによって会社の利益が脅かされる場合には、裁判上の解任を請求しようと解する説がある (Vuillemet, p. 432)。有限会社の業務執行者の解任に関しては、法第 55 条第 2 項に同趣旨の規定がある。

董 事 会

全員を同時に解任しうるか否か疑問もあるが、これを肯定する説がある(Richard, p. 107)。総会の解任決議の直後に監事会が補充しうるからであろう(令97条1項)。

社長をその地位から退かせて、単なる構成員として在職させるのは、解任ではないから、総会に提案する必要はなく、監事会単独でなしうる(Mercadal et al., p. 436)。

2. 不当な解任による損害の賠償 本条第1項後段は、正当な理由がないのに解任したときは、これより構成員が受けた損害を会社が賠償すべきことを定めている。総会が監事会と董事会との間に入って仲介の役(rôle d'arbitre)をつとめても、このような事態が起りうるものが前提になっている。旧型の株式会社においては、総会はいつでも取締役を解任することができ、正当理由の有無を問わぬのに対して(法90条2項)、本条が正当な理由あることを要求したのは、董事会構成員の地位の安全をはかるためである(Hamiaux, II, 102)。正当な理由とは、職務の放棄、会社財産の横領、会社との競業(concurrence déloyale)、その他民事または刑事上の責任を追及されるような事実の存することで、終局的には裁判所の判断で決められるものである(Mercadal et al., p. 258)。

3. 解任と労働契約 董事会の構成員は株主たることを要しないから(法120条3項)、幹部社員から選ばれる人もあり、その構成員がたとえ解任されても、労働契約の効力は存続する(本条2項)。旧型会社の取締役の場合は、2年以上前から労働契約が続いていることを条件として、使用人と取締役との兼務が許されるのであるが(法93条1項)、新型の株式会社の董事会構成員については、このような制限はないから、解任直前に労働契約を結んでいた場合であっても本条の適用があるものと解されるが、その労働契約が名目だけのものでなく、実際の労務と対応するものでなければなるまい(Richard, p. 107)。

法第122条〔任 期〕

董事会の構成員の任期は4年とする。構成員に欠員が生じたときは、

董事会の改選までの残存期間について、これに代わるべき者を選任しなければならない。

Loi Art. 122.—Le directoire est nommé pour une durée de quatre ans. En cas de vacance, le remplaçant est nommé pour le temps qui reste à courir jusqu'au renouvellement du directoire.

令第97条〔構成員の補充〕

①董事会の構成員に欠員が生じたときは、監事会は、2ヵ月以内にこれを補充しなければならない。

②前項による補充がなされないときは、利害関係人は商事裁判所長に対して、即決手続により仮りに構成員を選任すべきことを申立てることができる。監事会は、何時でも、この手続によって選任された者を変更することができる。

Déc. Art. 97.—Si un siège de membre du directoire est vacant, le conseil de surveillance doit le pourvoir dans le délai de deux mois.

A défaut, tout intéressé peut demander au président du tribunal de commerce, statuant en référé, de procéder à cette nomination, à titre provisoire. La personne ainsi nommée peut, à tout moment, être remplacée par le conseil de surveillance.

〔解説〕

1. 任期 任期は4年制(durée de mandat quadriennal)を採る。旧型を採る株式会社の取締役の任期は、総会で選任された場合は6年、資本を公募しない株式会社の最初の取締役は定款で定められ、その任期は3年であるのに対比される(法90条1項)。本条は強行規定(texte impératif)であるから、定款をもって、または監事会の決議によって、これを伸長しもしくは短縮することはできない(Mercadal et al., p. 434)。4年の計算は満年で日から日(de quantième en

董 事 会

quantième) の計算であるが、起算日に関しては法令に何等の定めもないので、若干問題がある。選任の日とするのは対外的には不明確であるから、商業登記簿に登録された日を起算日とすべきであろう (Mercadal et al., p. 434)。選任後登記までの間は、設立の際も改選の際も、事実上の業務執行者 (dirigeants de fait) があるにすぎない。登記後、商事公報で公示された日から15日以内は、董事会構成員の選任または改選の事実を知ることが不可能であった者に対しては、その事実を対抗することができない (法4条1項)。

2. 再任 定款に禁止規定がないかぎり、再選は可能である。本条には董事会の更新 (renouvellement du directoire) とあって、董事会構成員の個々の任期の更新という表現をとってはいないので、全員一括で (en bloc) 更新しなければならない。したがって、半数交代 (roulement) の方式を採用することは認められない。全員を再選するか、一部の構成員を再選し、他を新規に選任するか、このどちらかの方法によることになる。

3. 補欠の選任 任期中に死亡または辞任した董事会構成員があって、定員が欠け空席が生じた場合には、監事会は2ヵ月以内に補欠の構成員を選任することを要する (令97条1項)。定款で、定員を定めず、構成員の人数は監事会の決定に委かせる旨を定めてある場合には、監事会は、残存者をもって構成員とする旨の決議をして、補欠の選任を避けることができる (Mercadal et al., p. 433)。この場合を除き、監事会が2ヵ月以内に補欠選任をしなかったときは、利害関係人は、本店所在地の商事裁判所の所長に対して、即決手続により、仮りの構成員の選任を申立てることができる。ただし、これはあくまでも仮りの便法であるから、監事会は何時でもこれを変更しうるものとされている (令97条2項)。

法第123条〔董事会構成員の報酬〕

董事会構成員の報酬の支払方法およびその金額は、選任行為において、各構成員ごとに、これを定めなくてはならない。

Loi Art. 123.—L'acte de nomination fixe le mode et le montant de la rémunération de chacun des membres du directoire.

〔解 説〕

本条は強行規定であるから、監事会が定めなくて、株主総会で定めるものとすることは許されない (Mercadal et al., p. 441)。構成員各別に定めることを要し、包括的に定めることも許されない。旧型株式会社の取締役に関しては、本条のような規定はなく、包括的に定めることもできる (Vuilletmet, p. 433)。監事会が定めることにより、構成員と会社との契約になるのかどうかは問題であるが、学者は契約説には消極的であり (Mercadal et al., *ibid.*; Hémard et al., p. 953)、契約というよりも制度的なものと解されている。

構成員のなかでも、社長とその他の者との間には差別があって当然であるし、幹部社員は会社から給与の支払を受けているから、本条の明文にかかわらず、無報酬とすることも差支えなく、事情によっては、売上高や利益の額に比例する支払方法を定めてもよいとする説がある (Hémard et al., *ibid.*; Mercadal et al., *ibid.*)。

監事会が定めた報酬に関する株主の報告受領権について、法 168 条参照。

法第 124 条〔権 限〕

① 董事会は、あらゆる場合に会社の名において行為するためのもっとも広汎な権限を与えられ、会社の目的の範囲内において、この権限を行使する。ただし、法律により明らかに監事会および株主総会の権限に属するものを除く。

② (1969年12月20日命令第69—1176号により追加) 《会社は、第三者に対する関係においては、会社の目的に属しない董事会の行為についても責任を負う。ただし、その行為が目的の範囲を超えていることを第三者が知り、または、そのときの状況からみて第三者がこの事情を知りうべ

董 事 会

きであったことを会社が証明したときは、このかぎりではない。定款を公示しただけでこの証明があるものとすることはできない。》

③董事会の権限を制限する定款は、これをもって第三者に対抗することができない。

④董事会は定款の定める条件にしたがって審議し議決する。

Loi Art. 124.—Le directoire est investi des pouvoirs les plus étendus pour agir en toute circonstance au nom de la société; il les exerce dans la limite de l'objet social et sous réserve de ceux expressément attribués par la loi au conseil de surveillance et aux assemblées d'actionnaires.

(Ord. n° 69-1176 du 20 déc. 1969) 《Dans les rapports avec les tiers, la société est engagée même par les actes du directoire qui ne relèvent pas de l'objet social, à moins qu'elle ne prouve que le tiers savait que l'acte dépassait cet objet ou qu'il ne pouvait l'ignorer compte tenu des circonstances, étant exclu que la seule publication des statuts suffise à constituer cette preuve.》

Les dispositions des statuts limitant les pouvoirs du directoire sont inopposables aux tiers.

Le directoire délibère et prend ses décisions dans les conditions fixées par les statuts.

令第99条〔業務分担〕

定款に別段の定めがないかぎり、董事会の構成員は、監事会の承認をえて、指揮の業務を分担することができる。ただし、この分担は、いかなる場合においても、会社の経営を指揮する機関である董事会の合議体としての性格を失なわしめることはできない。

Déc. Art. 99.—Sauf clause contraire des statuts, les membres du

directoire peuvent, avec l'autorisation du conseil de surveillance, répartir entre eux les tâches de la direction. Toutefois, cette répartition ne peut, en aucun cas, avoir pour effet de retirer au directoire son caractère d'organe assurant collégialement la direction de la société.

〔解 説〕

1. 権限の範囲 会社の目的の範囲を逸脱しないことの制限と、法律上の制限すなわち明かに株主総会や監事会の権限とされているものを制限されるほか、広汎な権限を有し、とくに、(1) 株主総会の招集権（法 158 条）、(2) 増資の際に金銭出資による新株の引受および払込があったことを公証人の認証ある書面によって確認する権限（法 192 条）、(3) 株主総会の授権に基づいて、1 回または数回にわたり、増資を実施し、かつ、これに基づいて定款変更を行なう権限（法 180 条 3 項）などを有する（Mercadal et al., p. 438）。

董事会が会社の目的の範囲を逸脱する行為（*dépassement d'objet*）をしたときにも、第三者に対する関係では、会社が責任を負う（本条 2 項）。ただし、第三者の悪意もしくは過失を会社が立証したときはこのかぎりではない。定款を公示したということだけでは、この立証ありとはいえない。会社の目的は、定款に記載されるだけではなく（法 2 条）、法定公報（全国版）に掲載される設立趣意書にも記載され（法 74 条 2 項、令 59 条 2 項 5 号）、設立登記後に行なわれる商事公報による公示にも記載される（令 286 条、商業登記令 13 条 A 項 5 号）。そればかりではなく、何人に対しても定款の謄本が交付されることになっているから（令 153 条）、会社の目的が何であるかということは第三者にも容易に知れるが、当該行為が果して目的の範囲内の行為であると解釈しうるか否かを、第三者の解釈に委ねることは適当ではないので、会社の立証責任を軽減しないのである。

会社が、董事会の権限を制限する規定を定款に定めても、それをもって第三者に対抗することはできない（本条 3 項）。たとえば、事前に監事会の認許を受けるべきことを定めている場合、それが形式的には法律上認められていることであっても（法 128 条 1 項）、それは内部規制（*règlement intérieur*）に止まることであっ

董 事 会

て、第三者に対抗することはできない (Vuillermet, p. 435)。

2. 董事会規則 董事会の運営は定款所定の条件にしたがって行なわれることを要する (本条4項)。いわば取締役会規則であるが、その内容は、招集の日時場所、審議の方法、定足数、多数決の条件、議長 (président de séance) の採決権の有無等々である (Ripert par Roblot, t. I, p. 672)。これは強行規定であるから、定款の定める条件に違反してなされた董事会の決議は無効である (法360条2項)。監事会については、代理人の出席が認められているのに (法139条2項)、董事会についてはその旨の規定がないから、代理人が参加してなされた決議は無効であると解すべきであろう。

董事会の議事録は本店に特別の帳簿で作成して備置くことを要し、社長または議長が確認しなければならない。これに違反した社長または議長に対しては罰金の制裁がある (法464条, 438条)。

3. 業務分担 董事会は、定款に反対の定めがなく、かつ、監事会の承認をえたときにかぎり、業務を分担すること (répartition des tâches, division du travail) ができる (令99条)。たとえば、技術担当、財務担当、営業担当、地域別の担当などである (Vuillermet, p. 436)。第三者に対する関係では、各担当者が完全に会社を代表する。監事会が代表権を与えたことになり、この者を代表権ある董事 (directeur général) という (法126条2項)。各担当者の行為について、董事会構成員全員が責任を負う (令99条後段)。それは、董事会が合議体として経営に当る機関であるからにはかならない。このように、全員が責任を負う関係上、各担当者は会議において互に報告し合って情報を交換する必要がある (Vuillermet, p. 437)。

法第125条〔本店の移転〕

同一県内または隣接県内への本店の移転は、監事会においてこれを決定することができる。ただし、この決定は次回の通常総会の追認をうけなければならない。

Loi Art. 125.—Le déplacement du siège social dans le même département ou dans un département limitrophe peut être décidé par le conseil de surveillance, sous réserve de ratification de cette décision par la prochaine assemblée générale ordinaire.

〔解 説〕

本店の移転は定款の変更となるから、特別総会の決議によるのが原則であるが（法 153 条 1 項）、同一県内または隣接県内への移転にかぎり、旧型株式会社では取締役会の決議により（法 99 条）、新型株式会社では監事会の決議によって、これを行うことができる。新型の場合、旧型の取締役会に比すべき董事会の決議によるものとしたのが上院委員会であったが、法相の意見で本条のように改められた（Trouillat, p. 342）。

監事会の決議は、その後最初の通常総会の追認をうけることを要し（本条後段）、追認をうけられなかったときは、決議は失効（caduc）となるから、本店は旧のままである旨の公示が必要になる（Mercadal et al., p. 382）。

追認があった場合の定款変更手続に関しては、特に規定がないから、その後の特別総会における定款変更の決議を必要とするのか（Vuillermet, p. 444）、それとも、本店移転の決議が追認された以上、定款変更は当然のことであり形式的なことにすぎないから、監事会において定款変更の決議をものなすものなのか（Mercadal et al., p. 382）、学説は分かれている。立法論としては、監事会に定款変更の権限も与えるべきであった（Vuillermet, *ibid.*）。

本店は登記事項であるから、変更登記の申請が必要になる（商業登記令 33 条）。

法第 126 条〔会社代表〕

①社長または単独董事は、第三者に対する関係において、会社を代表する。

②前項の規定にかかわらず、定款をもって、監事会は董事会のその他

董 事 会

の構成員中の1人または数人に代表権を与える旨を定めることができる。その場合には、これらの代表者を代表権ある董事と称する。

③代表権を制限する定款の規定は、これをもって第三者に対抗することができない。

Loi Art. 126.—Le président du directoire ou, le cas échéant, le directeur général unique représente la société dans ses rapports avec les tiers.

Toutefois, les statuts peuvent habiliter le conseil de surveillance à attribuer le même pouvoir de représentation à un ou plusieurs autres membres du directoire, qui portent alors le titre de directeur général.

Les dispositions des statuts limitant le pouvoir de représentation de la société sont inopposables aux tiers.

〔解 説〕

社長または単独董事（法119条2項, 120条2項）が会社代表権を有するのが原則である（本条1項）。しかし、定款をもって、監事会に授権すれば、監事会は董事会構成員の1人または数人、場合によってはその全員に代表権を与えることができる、これによって代表権をえた董事を代表権のある董事（directeur général）という（本条2項）。全員が代表権をもって経営に当りうる点に新型株式会社の特徴がある（Vuillermet, p. 436）。監事会は、代表権を付与するに当り、社長の承認を得る必要はなく、社長の意に反して行なってもよい（Mercadal et al., p. 440）。社長の代表権と代表権ある董事の代表権とは全く対等であって、その間に軽重の差はない。また、定款で代表権の制限を設けても、それを第三者に対抗することはできない（本条3項）。

董事会構成員でない従業員とくに総務部長（secrétaire général）とか財務部長（chef des services financiers）等に対する権限委譲（délégation de pouvoir）

も、定款に規定がある場合や監事会の授権があれば可能である (Mercadal et al., ibid.)。権限を委譲された者にも代表権 (pouvoir de représentation) が生じる。

法第 127 条〔兼任制限〕

①何人も、フランス本土に本店を有する会社において、同時に 2 つを超える会社の董事会に所属し、または単独董事の職務を行なうことはできない。

②董事会の構成員または単独董事は、監事会の認許をえたときにかぎり、他の 1 社の董事会の構成員または単独董事に就任することを承諾することができる。

③前 2 項の規定に反してなされた選任はこれを無効とする。選任を無効とされた者は、不当に受領した報酬を返還しなければならない。選任の無効は、不適法に選任された董事会構成員が関与した決議を無効とするものではない。

Loi Art. 127.—Nul ne peut appartenir simultanément à plus de deux directoires, ni exercer les fonctions de directeur général unique dans plus de deux sociétés anonymes ayant leur siège social en France métropolitaine.

Un membre du directoire ou le directeur général unique ne peut accepter d'être nommé au directoire ou directeur général unique d'une autre société, que sous la condition d'y avoir été autorisé par le conseil de surveillance.

Toute nomination intervenue en violation des dispositions des deux alinéas précédents est nulle et l'intéressé doit restituer les rémunérations indûment perçues. Cette nullité n'entraîne pas celle des délibérations auxquelles a pris part le membre du

監 事 会

directoire irrégulièrement nommé.

〔解 説〕

1. 兼任の限界 フランス本土に本店を有する新型株式会社の董事会構成員または単独董事は2社を限度とする(本条1項)。1社のみとせよとの意見もあったという(Trouillat, p. 344)。董事会構成員または単独董事が、旧型株式会社の取締役を兼任する場合には、本条の適用はなく、8社まで兼任することができる(法92条1項)。

新型株式会社Aの董事会構成員は、新型株式会社Bの社長(président du directoire)か単独董事の何れか1つしか兼ねられないし、A社の単独董事は、B社の社長か董事会構成員の何れか1つしか兼任することができない(法151条2項)。

2. 兼任の手続 現に在職中の会社の監事会の認許をうけなければならない(本条2項)。認許されなかった場合、特別の救済方法は存しない。旧型株式会社の取締役を兼任するには、監事会の許可をうける必要はない(Hamiaux, II, p. 106; Trouillat, p. 344)。

3. 選任の無効 2社を超える選任または監事会の認許をうけない選任はいずれも無効であり、もしその選任を無効とされた者が報酬を受け取っていたときはこれを返還しなければならないが、この者が参加してなされた董事会の決議には何等影響を及ぼさず、既成事実が尊重される(本条3項)。

法第128条〔監事会の職務権限〕

①監事会は、董事会による会社の業務執行を常時監督する。

②(1967年1月4日法律第67—16号、1967年7月12日法律第67—559号により改正)《会社は、定款をもって、定款に掲げる取引の締結については、監事会の事前の認許をうけることを要する旨を定めることができる。

ただし、保証、手形保証および担保提供は、銀行その他の金融業を営む会社の場合を除き、命令の定める条件にしたがい、必ず監事会の認許を受けなければならない。認許の範囲を超えた場合の第三者対抗要件についてもこの命令において定める。》

③監事会は、営業年度内のいかなる時期においても、適当と認める検査および監督をなし、またその任務を遂行するために有用と認める書類を閲覧することができる。

④董事会は、少なくとも3ヵ月に1回、監事会に対して、報告書を提出しなければならない。

⑤董事会は、営業年度の終了後命令で定める期間内に、監事会に対して、検査および監督を受けるために、第157条第2項に掲げる書類を提出しなければならない。

⑥監事会は、第157条に定める総会に董事会の報告書および計算書類に関する意見を提出しなければならない。

Loi Art. 128.—Le conseil de surveillance exerce le contrôle permanent de la gestion de la société par le directoire.

(L. n° 67-16 du 4 janv. 1967; L. n° 67-559 du 12 juill. 1967.)
《Les statuts peuvent subordonner à l'autorisation préalable du conseil de surveillance la conclusion des opérations qu'ils énumèrent. Toutefois, les cautions, avals et garanties, sauf dans les sociétés exploitant un établissement bancaire ou financier, font nécessairement l'objet d'une autorisation du conseil de surveillance dans les conditions déterminées par décret. Ce décret détermine également les conditions dans lesquelles le dépassement de cette autorisation peut être opposé aux tiers.》

A toute époque de l'année, le conseil de surveillance opère les vérifications et les contrôles qu'il juge opportuns et peut se faire

監 事 会

communiquer les documents qu'il estime utiles à l'accomplissement de sa mission.

Une fois par trimestre au moins, le directoire présente un rapport au conseil de surveillance.

Après la clôture de chaque exercice et dans le délai fixé par décret, le directoire lui présente, aux fins de vérification et de contrôle, les documents visés à l'article 157, alinéa 2.

Le conseil de surveillance présente à l'assemblée générale prévue à l'article 157 ses observations sur le rapport du directoire ainsi que sur les comptes de l'exercice.

令第100条〔監事会による承認拒否〕

監事会の認許を必要とする取引について、監事会が認許を拒んだときは、董事会は、この意見対立について結論を出すべき旨の提案を株主総会に諮ることができる。

Déc. Art. 100.—Lorsqu'une opération exige l'autorisation du conseil de surveillance et que celui-ci la refuse, le directoire peut soumettre le différend à l'assemblée générale des actionnaires qui décide de la suite à donner au projet.

令第113条〔保証、手形保証または担保提供〕

①監事会は、その定める一定の限度内において、董事会が会社の名において保証、手形保証または担保提供をすることを認許することができる。この認許をあたえるときは、契約ごとに、会社が行なうことのできる保証、手形保証または担保提供の限度額をも定めることができる。各限度額を超える契約をするときは、各別に監事会の認許をうけなければならない。

②前項の認許の有効期間は、保証、手形保証または担保提供がなされた契約の期間のいかんを問わず、1年を超えることができない。

③第 1 項の規定にかかわらず、董事会は、税務署および税関に対する関係においては、金額の制限なく、会社の名において保証、手形保証または担保提供を行なうことの認許をうけることができる。

④監事会は、前各項にもとづいて与えられた権限を他に委譲することができる。

⑤（1968年1月2日命令第68—25号により追加）《当該有効期間について定められた限度の総額を超えて、保証、手形保証または担保提供がなされた場合においても、善意の第三者に対しては、限度額超過を主張することはできない。ただし、単独の契約でその金額が本条第 1 項にもとづいて定められた限度を超過している場合はこのかぎりではない。》

Déc. Art. 113.—Le conseil de surveillance peut, dans la limite d'un montant total qu'il fixe, autoriser le directoire à donner des cautions, avals ou garanties au nom de la société. Cette autorisation peut également fixer, par engagement, un montant au-delà duquel la caution, l'aval ou la garantie de la société ne peut être donné. Lorsqu'un engagement dépasse l'un ou l'autre des montants ainsi fixés, l'autorisation du conseil de surveillance est requise dans chaque cas.

La durée des autorisations prévues à l'alinéa précédent ne peut être supérieure à un an, quelle que soit la durée des engagements cautionnés, avalisés ou garantis.

Par dérogation aux dispositions de l'alinéa 1^{er} ci-dessus, le directoire peut être autorisé à donner, à l'égard des administrations fiscales et douanières, des cautions, avals ou garanties au nom de la société, sans limite de montant.

Le directoire peut déléguer le pouvoir qu'il a reçu en application des alinéas précédents.

(Décr. n° 68-25 du 2 janv. 1968) 《Si des cautions, avals ou garanties ont été donnés pour un montant total supérieur à la limite fixée pour la période en cours, le dépassement ne peut être opposé aux tiers qui n'en ont pas eu connaissance, à moins que le montant de l'engagement invoqué n'excède, à lui seul, l'une des limites fixées par la décision du

監 事 会

conseil de surveillance prise en application de l'alinéa 1^{er} ci-dessus.》

令第114条〔書類の提出期間〕

会社法第128条第5項に定める期間は営業年度の閉鎖後3ヵ月以内とする。

Déc. Art. 114.—Le délai prévu à l'article 128, alinéa 5, de la loi sur les sociétés commerciales est de trois mois à compter de la clôture de l'exercice.

令第115条〔特別の委任および監事会に設置される委員会〕

①監事会は、特定の事項について、構成員の1人または数人に特別の職務を委任することができる。

②監事会は、その内部に委員会をおくことを定めることができる。委員会の構成は監事会が定める。委員会は、監事会の責任において行動するものとする。ただし、この委員会の権限は、法律または定款によって監事会に専属する権限を委譲する目的で付与されるものであってはならない。また、董事会の権限を縮小しまたは制限することを目的として付与されるものであってもならない。

Déc. Art. 115.—Le conseil de surveillance peut conférer à un ou plusieurs de ses membres tous mandats spéciaux pour un ou plusieurs objets déterminés.

Il peut décider la création en son sein de commissions dont il fixe la composition et les attributions et qui exercent leur activité sous sa responsabilité, sans que lesdites attributions puissent avoir pour objet de déléguer à une commission les pouvoirs qui sont attribués au conseil de surveillance lui-même par la loi ou les statuts ni pour effet de réduire ou de limiter les pouvoirs du directoire.

〔解 説〕

1. 監事会の職務権限の分類 本条と本条に関する命令4ヵ条ならびに

その他の条文で監事会の職務権限を規定しているものを体系的に分類すると、①監視的監督の職務権限 (*surveillance et contrôle: rôle d'observation*) と、②後見的督監の職務権限 (*tutelle sur la direction*) とになる (Vuillermet, p. 421)。

①に属するものは、法第 128 条第 1 項および第 3 項に基づく恒常的な検査権および書類の閲覧権、同条第 4 項に基づき少くとも 3 ヶ月に 1 回報告を受ける権限、同条 5 項に基づき同法 157 条 2 項の計算書類を受領する権限であり、

②に属するものは、董事会構成員と社長の選任ならびにこれらの者の報酬の決定 (法 120 条 1 項 2 項, 法 123 条), 董事会構成員解任の提案 (法 121 条 1 項), 董事会構成員または単独董事が他の 1 つの会社におけるこれらの地位を兼任することの許可 (法 127 条 2 項), 代表権ある董事を決定する権限 (法 126 条 2 項), 董事会構成員の業務分担の承認 (令 99 条), 董事会が会社の名において行なう保証, 手形保証および担保の提供に関する認許 (令 113 条), 定款に掲げられた特定の取引に関する事前の認許 (法 128 条 2 項) などである。

①を監事会の監督権 (*pouvoirs de contrôle*), ②を監事会の固有の権限 (*pouvoirs propres*) として分類する学者もあるが (Mercadal et al., p. 453), その内容は全く同じであるから, ここでは, Vuillermet の分類によることにする。

2. 監視的監督の職務権限 (1) 監視的監督 監事会は、董事会による業務執行を常時監督する職務権限を有する (法 128 条 1 項)。原案には、株主の利益のために (*dans l'intérêt d'actionnaires*) この監督権を行使するものとなっていたが、株主の利益は必ずしも会社の利益とは一致しないこと、果して株主の利益のために行使された否かについて議論を生じやすいこと、その点に関して第三者もまた争いうること等の難点があるため、上院において修正され、株主の利益のため、という字句は削除された (Hamiaut, II, p. 107)。

監視的監督の内容は、わが商法上の業務監査と会計監査とを兼ねたようなものと理解され易いけれども、必ずしもそうとはいえない。第 1 に、監事会は、董事会が行なった諸行為に対する評価の権限 (*droit d'apprécier*) を有するものであるから、その適法性 (*régularité*) だけでなく、妥当性 (*opportunité*) についても監査権を有することである (Richard, p. 110; Mercadal et. al., p. 453)。妥当性につ

監 事 会

いても監査しようとはいえ、董事会の業務執行に介入することは許されないから、通常総会に提出する意見書（法128条6項）において、その評価を述べ、場合によっては関係董事の解任を提案しうるに止まる（第121条1項）。第2に、何時でも財産状況や会計の帳簿書類の検査をなしうるけれども（法128条3項）、会計監査役の権限を侵しその職務に介入することは許されない。会計監査役は会計記録の真実性（*sincérité matérielle*）を監査することを任務とするのに対し、監事会は、会計記録が示している事実関係たとえば売上高に対応する取引が実際にあったかどうか、在庫はいかにして発生したものであるかといったような、会計記録のもつ意味（*signification réelle*）などについて監査を行なうのがその職責である（Richard, *ibid.*）。

(2) 報告書の受領 監事会は、少くとも3月に1回、董事会から報告書の提出を受ける（法128条4項）。この報告書に記載すべき事項は、販売、生産、技術等に関する状況、社会情勢等への対応状況、会社の財務内容その他株主総会に対する報告にならって作成されるが、定款で記載事項を定めてもよい（Vuillermet, p. 442）。監事会は、この報告書について董事会の意見を聴取することができる。法律に基づく意見聴取（*audition*）ではないけれども、董事会側の説明をきいたり、弁明する機会を与えるためには必要なことであろう（Mercadal et al., p. 455）。

(3) 財務諸表の受領 董事会は、営業年度終了後3ヵ月内に（令114条）、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を、監事会に提出して、その検査監督をうけなければならない（法128条5項）。

3. 後見的監督の職務権限 (1) 董事会の構成員と社長の選任ならびにこれらの者に対する報酬を決定しなければならない（法120条1項2項、法123条の解説参照）。

(2) 董事会の構成員の解任の提案（法121条1項の解説参照）。

(3) 董事会構成員または単独董事が他の1つの会社におけるこれらの地位を兼任することを認許する権限（法127条2項の解説参照）。

(4) 代表権ある董事を決定する権限（法126条2項の解説参照）。

(5) 董事会構成員の業務分担を承認する権限（令99条の解説参照）。

(6) 董事会が会社の名において行なう保証，手形保証および担保の提供を認許する権限（令 113 条）。

これは旧型の株式会社に関して，社長が会社の名において保証，手形保証および担保の提供をなすには取締役会の認許を必要とするのと同じ趣旨である（法 98 条 2 項，令 89 条の解説参照）。ただし，新型の株式会社においては，董事会による業務執行と，監事会による業務執行の監督とが明確に対立しているから，もし監事会が認許することを拒んだ場合には，董事会は最高機関たる株主総会に対して，相対立する意見に関して，調整役（*rôle régulateur*）として，結論を出すことを諮ることができ（令 100 条）。

(7) 定款で定められている特定の取引に関して事前に認許をあたえる権限（法 128 条 2 項）。特定の取引とは，不動産の取得，他会社に対する資本参加などを指す（Vuillemet, p. 424）。

4. 株主総会における職務 監事会は，年次総会において，董事会の報告書および会計監査役の報告書に関する意見を述べなければならない（法 128 条 6 項）。監事会としては，前述のとおり，3 ヶ月に 1 回は董事会から報告を受けているのであるから（法 128 条 4 項），董事会が年次総会に提出した報告書（法 157 条 2 項）に関して，監事会としての立場から意見を述べる職責があるのは当然であり，また，会計監査役からも，法第 230 条に基づく報告を受けているわけであるから，会計監査役が年次総会に提出した報告書（法 157 条 2 項）に関しても，監事会としての意見を述べなければならない。

5. 特定の構成員への職務委任と小委員会の設置 監事会は会議体としてその職務を行なうのが原則であるけれども，内部的には特定の職務を構成員の 1 人または数人に委任して処理させることが認められている（令 115 条）。旧型株式会社の取締役会は，第三者に委任することも可能であるが（令 90 条 1 項），新型を採用する株式会社の監事会はそれが許されない。特定の職務の例としては，本店を同一県内または隣接県内に移転することは，監事会だけで決定しうることであるが（法 125 条），この決定に次いで行なわねばならない諸手続までも全部監事会で行なうことは得策ではないので，これを特定の構成員に委かせる方が便宜であるし，

監 事 会

なにかのアンケートを行なうことにした場合とか、董事会の業務執行の状況に関する情報を集める場合などの職務である (Vuillermet, p. 425)。

小委員会は監事会で採り上げる問題に関する準備の役目 (rôle préparatoire) をする内部委員会であって、たとえば、特別に研究調査をする必要がある場合とか、調査監督のための常設委員会を設ける場合などである (Vuillermet, p. 428)。この委員会の役目は準備であるから、これに監事会の権限を移譲して了ったり、監事会の権限を減縮したり制限したりすることは許されない (令 115 条 2 項)。この委員会の設置ならびに構成は、監事会が定めなければならない。

法第 129 条 [監事会構成員の数]

①監事会は、3人以上12人以下の構成員をもってこれを組織する。ただし、合併の場合には、合併する会社に6ヵ月以前から在職していた監事会構成員の合計員数までは、12人を超えることができるが、24人を超えることはできない。

②新たに合併する場合のほかは、構成員の数が12人未満に減少しないかぎり、死亡し、解任され、もしくは辞任した構成員の後任者を新たに選任し、または補充することはできない。

Loi Art. 129.—Le conseil de surveillance est composé de trois membres au moins et de douze membres au plus ; toutefois, en cas de fusion, ce nombre de douze pourra être dépassé jusqu'à concurrence du nombre total des membres des conseils de surveillance en fonction depuis plus de six mois dans les sociétés fusionnées, sans pouvoir être supérieur à vingt-quatre.

Sauf en cas de nouvelle fusion, il ne pourra être procédé à aucune nomination de nouveaux membres ni au remplacement de ceux qui seraient décédés, révoqués ou démissionnaires, tant que

le nombre des membres n'aura pas été réduit à douze.

〔解 説〕

1. 従業員と構成員たる資格 旧型を採用する株式会社の取締役会を構成する取締役の員数と全く同じである（法89条1項参照）。旧型株式会社の取締役には従業員もなれるが（法93条参照）、新型の株式会社の監事会構成員に従業員が選ばれることができるか否かについては、法律に規定がないので、解釈上問題になる。法第142条によれば、監事会の構成員は会社から法第140条および第141条に定められている出席手当、賞与、特別な委任事務を処理したときの報酬のほかには、いかなる報酬（*rémunération*）をも受領することができないことになっているから、会社から俸給（*salaire*）をもらっている従業員は、監事会構成員にはなれないという解釈がある（*Mercadal et al.*, p. 446）。これに対して、*rémunération* には *salaire* を含まないから、従業員も監事会構成員になりうるのではないかという解釈論もある（*Vuillermet*, p. 418; *Didier*, p. 498）。この立場からすれば、支配人のような高級従業員も監事会構成員となりうることになるけれども、支配人は董事会と密接な関係にあって共通の利害関係（*cause commune*）を有する者であるから、董事会の業務執行を監視監督する立場にある監事会の構成員になることは望ましくない、支配人以外の一般従業員も同様である。法律に規定を欠いているのは、故意の沈黙（*réticence*）か、法の不備か、いずれにしても、従業員が監事会に入ること、実際問題として、好ましいことではないとして、積極説を唱える側からも反対意見が付加されている（*Vuillermet*, *ibid.*）。

2. 構成員たりうる者 親権を解除された未成年者、妻、外国人、会計監査役名簿に登録された会計監査人で当該会社の会計監査役でない者等は構成員となることができる。妻の場合は、夫と同一の監事会であってもよい（*Mercadal et al.*, p. 444）。

3. 欠員の補充 本条第1項第2項は、旧型株式会社の取締役会構成に関する規定と全く同じであるが（法89条の解説参照）、監事会の会長が死亡し、または辞任した場合の補充に関しては、旧型株式会社の社長が死亡し、または辞任した

監 事 会

場合に関する法第89条第3項にあたる規定が設けられていない。その理由は、監事会の会長の職務は、旧型株式会社の社長の職務ほど複雑ではないから、他の構成員を会長に当てれば足りるからである (Vuillermet, p. 415)。

法第 129-1 条〔監事会構成員の年齢制限〕

(1970年12月31日法律第 70—1284 号により追加) ①定款には、監事会構成員の職務の遂行に関し、構成員の全員またはその一定の割合に当る者に適用される年齢の制限を定めなければならない。

②定款に明文の規定がないときは、70才に達した監事会構成員の数は、在任中の監事会構成員数の3分の1を超えることができない。

③前項の規定に違反する選任は、これを無効とする。

④定款上または法律上の年齢制限を超える監事会構成員がある場合において、定款に特に他の手続を定めた明文の規定がないかぎり、最年長の監事会構成員は当然辞任したものとみなす。

Loi Art. 129-1.—(L. n° 70-1284 du 31 déc. 1970) Les statuts doivent prévoir pour l'exercice des fonctions de membre du conseil de surveillance une limite d'âge s'appliquant soit à l'ensemble des administrateurs, soit à un pourcentage déterminé d'entre eux.

A défaut de disposition expresse dans les statuts, le nombre des membres du conseil de surveillance ayant atteint l'âge de soixante-dix ans ne pourra être supérieur au tiers des membres du conseil de surveillance en fonctions.

Toute nomination intervenue en violation des dispositions prévues à l'alinéa précédent est nulle.

A défaut de disposition expresse dans les statuts prévoyant

une autre procédure, lorsque la limitation statutaire ou légale fixée pour l'âge des membres du conseil de surveillance est dépassée, le membre le plus âgé du conseil de surveillance est réputé démissionnaire d'office.

〔解 説〕

1. 原文の誤植 Petits Codes Dalloz の《Code de Commerce, 1972-73》によれば、本条第1項の文章中の administrateurs の字の次に [sic] (原文のまま) という字が挿入してある。めったになかったことではあるが、これは明かに誤植で、des membres du conseil de surveillance とすべきものであるから、訳文では構成員の全員と訂正しておいた。

2. 他の役員との比較 本条は、旧型株式会社の取締役の年齢制限と全く同じ趣旨の規定であるから解説は省く(法90-1条の解説参照)。ただし、新型株式会社の董事会構成員の制限年齢が65才であることを注意する必要がある(法120-1条の解説参照)。この差別を設けた理由は、新型株式会社の董事会の職務が激職であると考えられることと、少しでも若い人に進出の機会をあたえようとしたのではないかと推測される。フランスでは、近年、社会保障を充実させながら、一般サラリーマンの定年を早めようとする動きがあり、第一線を退いた後も、元気で人生を楽しめるようにすべきだという強い主張があり、それが背景となって、会社法としては珍しい年齢制限を立法化したのではないだろうか。

法第 130 条〔資格株〕

①監事会の構成員は、定款で定めた一定の数の株式を有するものでなければならぬ。この数は、通常総会に出席する権利をあたえるため定款が株主に要求する数を下ってはならない。(1969年1月6日法律第69-12号により改正)《この株式は、これを譲渡することができず、かつ、記名式たることを要し、記名式でない場合には、これを銀行に寄託すべき

監 事 会

ものとし、寄託したときは、命令の定める条件にしたがい通知されなければならない。》

②監事会の構成員が、選任されたときに、必要な数の株式を有しなかったとき、または、在任中に必要な株式数を欠くに至ったときは、3ヵ月以内にその状態を改めないかぎり、当然辞任したものとみなされる。

Loi Art. 130.—Chaque membre du conseil de surveillance doit être propriétaire d'un nombre d'actions de la société déterminé par les statuts. Ce nombre ne peut être inférieur à celui exigé par les statuts pour ouvrir aux actionnaires le droit d'assister à l'assemblée générale ordinaire. (L. n° 69-12 du 6 janv. 1969.)
《Elles sont inaliénables, et doivent être nominatives ou à défaut, être déposées en banque, ce dépôt étant notifié dans des conditions déterminées par décret.》

Si, au jour de sa nomination, un membre du conseil de surveillance n'est pas propriétaire du nombre d'actions requis ou si, en cours de mandat, il cesse d'en être propriétaire, il est réputé démissionnaire d'office, s'il n'a pas régularisé sa situation dans le délai de trois mois.

令第106条〔資格株の取扱〕

(1969年12月24日命令第69—1226号により改正) ①会社法第130条に定める株式が記名式である場合には、これに譲渡することができない旨の印を押して会社に寄託しなければならない。無記名式である場合は、これを銀行に寄託しなければならない。銀行は、この株式を資格株として、かつ、譲渡しえないものとして預かったことを記載した通知を、会社宛に書留郵便で発送しなければならない。

②会社法第130条に定める株式は、これを質入することができない。

Déc. Art. 106.—(Décr. n° 69-1226 du 24 déc. 1969) Si les actions visées

第 131 条

à l'article 130 de la loi sur les sociétés commerciales sont nominatives, elles sont marquées d'un timbre indiquant leur inaliénabilité et déposées dans la caisse sociale. Si ces actions sont au porteur, elles doivent être déposée en banque; la banque notifie le dépôt par lettre recommandée adressée à la société en mentionnant l'affectation des actions et leur inaliénabilité.

Les actions visées audit article ne peuvent être données en gage.

〔解 説〕

本条は旧型株式会社の取締役の資格株に関する規定とほとんど同じである（法 95条, 令82条の解説参照）。異なる点は、監事会は業務執行機関ではないので、業務執行の担保（*garantie des actes de la gestion*）たる性質をもつ資格株ではないことである。監事会構成員の資格株は、各構成員が会社経営に利害関係を有することを証するために設けられたものであり、いわば *actions d'affetio societatis*（会社企業に熱意をもって参加するものであることを示す株式）とでも称すべき性質のものである（Hamiaut, II, p. 108）。

法第 131 条〔退任と資格株処分権の回復〕

退任した監事会構成員またはその権利の承継人は、通常総会が、退任した構成員の在任中の最終営業年度の計算書類を承認したときから、前条の株式の処分権を回復する。

Loi Art. 131.—L'ancien membre du conseil de surveillance ou ses ayants droit recouvrent la libre disposition de ces actions, du seul fait de l'approbation par l'assemblée générale ordinaire des comptes du dernier exercice au cours duquel l'intéressé a rempli ses fonctions.

監 事 会

〔解 説〕

本条も、旧型株式会社の取締役の資格株処分権回復に関する規定と全く同じである（法96条の解説参照）。監事会構成員は会社の業務執行には関与しないから、業務執行に関する責任を問われることはないが、監事会構成員としての任務に関して責任を問われる場合がありうるものが本条の前提をなす。たとえば、監視監督の任務を遂行するうえで不注意だった場合とか、軽々しく董事会に認許を与えた場合とか、令第115条に基づく特別の委任をうけた事務の処理上過失があった場合などである（Mercadal et al., p. 456）。この場合、監事会の構成員は、会社に対して民事責任を負うべきものとされている（法250条解説参照）。

法第132条〔資格株の調査と違反に対する処置〕

会計監査役は、その責任において、第130条および第131条の規定が守られているかどうかを調べ、違反があったときは、年次総会に提出する報告書のなかで、その事実を公表しなければならない。

Loi Art. 132.—Les commissaires aux comptes veillent, sous leur responsabilité, à l'observation des dispositions prévues aux articles 130 et 131 et en dénoncent toute violation dans leur rapport à l'assemblée générale annuelle.

〔解 説〕

本条も、旧型株式会社の取締役の資格株に関する会計監査役による調査と違反に対する処置に関する規定と全く同じである（法97条解説参照）。

法第133条〔兼任禁止〕

監事会の構成員は董事会の構成員を兼ねることができない。

Loi Art. 133.—Aucun membre du conseil de surveillance ne peut faire partie du directoire.

令第98条〔監事会構成員の当然終任〕

監事会構成員が董事に選任されたときは就任と同時に監事会構成員としての委任は終了する。

Déc. Art. 98.—Si un membre du conseil de surveillance est nommé au directoire, son mandat au conseil prend fin dès son entrée en fonction.

〔解説〕

監事会は董事会を監督するもの (surveillant) であるから、監事会の構成員が、監督されるもの (surveillé) の立場にある董事会の構成員または単独董事となることが許されないのは自明のことである。法人も監事会の構成員になることができるが、その場合には常任代表者が指名され、この者は個人として監事会構成員となった場合と同様に取り扱われるから (法 135 条 1 項)、この者もまた董事会の構成員もしくは単独董事を兼任することができない (Mercadal et al., p. 430)。

監事会構成員が董事会構成員になることを承諾し、就任したときは、監事会構成員としては当然終任となる (令 98 条)。したがって、終任後においてその者が関与した決定または決議はすべて無効である (法 360 条 2 項)。会計監査役は、終任後 5 年経過した後でなければ、取締役就任することが認められないが (法 221 条 1 項)、監事会構成員に関しては、そのような待機期間の定めは存しない。

明文はないけれども、董事会の構成員が監事会の構成員に選任された場合も以上と同じに理解してよい (Vuillermet, p. 418)。

法第 134 条〔選任および任期〕

①監事会の構成員は、創立総会または通常総会において選任される。

監 事 会

第 88 条に規定する場合は、定款において指名しなければならない。これらの構成員の任期は定款においてこれを定めなければならない。ただし、総会による選任の場合には 6 年を、定款による指名の場合には 3 年を超えることができない。

②前項の構成員は、定款に別段の定めがないかぎり、再選することができる。通常総会は、いつでもこれらの構成員を解任することができる。

③前 2 項の規定に反してなされた選任は無効とする。ただし、選任が第 137 条に定める条件にしたがって行なわれる場合はこのかぎりではない。

Loi Art. 134.—Les membres du conseil de surveillance sont nommés par l'assemblée générale constitutive ou par l'assemblée générale ordinaire. Dans le cas prévu à l'article 88, ils sont désignés dans les statuts. La durée de leurs fonctions est déterminée par les statuts, sans pouvoir excéder six ans en cas de nomination par les assemblées générales et trois ans en cas de nomination dans les statuts.

Ils sont rééligibles, sauf stipulation contraire des statuts. Ils peuvent être révoqués à tout moment par l'assemblée générale ordinaire.

Toute nomination intervenue en violation des dispositions précédentes est nulle, à l'exception de celles auxquelles il peut être procédé dans les conditions prévues à l'article 137.

令第 101 条〔終 任〕

監事会の構成員の職務は、当該構成員の任期が終了する日の属する営業年度に関する株主総会が、その年度の計算書類を確定したときは、その株主総会の終了と同時に終了する。

Déc. Art. 101.—Les fonctions d'un membre du conseil de surveillance prennent fin à l'issue de la réunion de l'assemblée générale ordinaire des actionnaires ayant statué sur les comptes de l'exercice écoulé et tenue dans l'année au cours de laquelle expire le mandat dudit membre du conseil de surveillance.

〔解 説〕

法第 134 条および令第 101 条は、旧型株式会社の取締役の選任、その任期、解任、終任等に関する規定と同趣旨の規定であるから、解説の重複は避ける（法 90 条および令第 77 条の解説参照）。

監事会構成員が創立総会で選任された場合には、各構成員が就任を受諾したことを議事録で確認しておく必要があるが（法 79 条 2 項）、通常総会で選任された場合は、必ずしもその必要はなく、総会後に本人から受諾の書面を提出するか、それもしないときは、会議に出頭することによって暗黙に承諾したものとみてよい（Mercadal et al., p. 447 et p. 367）。

解任の場合、あらかじめ議題に掲げておく必要はないが（法 160 条 3 項）、株主から提出された白紙委任状を悪用して解任の議決をしたときは、刑事責任を負うことになる（法 437 条 4 号、Vuillermé, p. 419 et p. 491）。

選任および解任は、これを公示することを要し、公示がないときは、これを以て第三者に対抗することができない（商登令 43 条）。再任の場合は公示することを要しない（Mercadal et al., p. 371）。構成員の顔ぶれに変更がないときには、公示の要なしとするのが原則だからである（令 287 条、商登令 33 条および 58 条）。

公示方法は、(1)本店所在地の法定公告掲載紙において、当該構成員の氏名および住所を公示し（令 285 条 3 項 10 号）、かつ、(2)総会終了の日から 1 ヶ月内に、議事録の写し 2 通を添えて、当該構成員の氏名および住所を商業登記簿に登録すべきことを、本店の管轄商事裁判所書記局に申請することによって行なう（商登令 11 条 2 項 8 号、33 条 1 項）。

法第135条〔法人監事とその常任代表者〕

①法人は監事会の構成員に選任されることができる。法人が選任されたときは、その常任代表者を指名しなければならない。常任代表者は、個人として監事会構成員である場合と同じ条件および義務にしたがい、同一の民事責任および刑事責任を負う。ただし、この者は、その代表する法人と連帯して責任を負うものとする。

②法人が常任代表者を解任するときは、同時にその補充をしなければならない。

Loi Art. 135.—Une personne morale peut être nommée au conseil de surveillance. Lors de sa nomination, elle est tenue de désigner un représentant permanent qui est soumis aux mêmes conditions et obligations et qui encourt les mêmes responsabilités civile et pénale que s'il était membre du conseil en son nom propre, sans préjudice de la responsabilité solidaire de la personne morale qu'il représente.

Lorsque la personne morale révoque son représentant, elle est tenue de pourvoir en même temps à son remplacement.

令第102条〔常任代表者の任期〕

①監事会の構成員に選任された法人の常任代表者の任期は、当該法人の監事会構成員としての任期にしたがう。法人の任期が更新されたときは、そのつど、常任代表者の任期を確認しなければならない。

②法人が常任代表者を解任したときは、遅滞なく法人監事として在職する相手会社に対して、書留郵便で解任の旨および新常任代表者の氏名住所等を通知しなければならない。常任代表者が死亡したときまたは辞任したときも同様とする。

Déc. Art. 102.—Le mandat de représentant permanent designé par une

personne morale nommée au conseil de surveillance lui est donné pour la durée du mandat de cette dernière. Il doit être confirmé lors de chaque renouvellement du mandat de la personne morale membre du conseil de surveillance.

Si la personne morale révoque le mandat de son représentant permanent, elle est tenue de notifier sans délai à la société, par lettre recommandée, cette révocation ainsi que l'identité de son nouveau représentant permanent. Il en est de même en cas de décès ou de démission du représentant permanent.

令第 103 条〔常任代表者の公示〕

常任代表者の指名および終任については、常任代表者が個人として監事会構成員である場合と同じ方法でこれを公示しなければならない。

Déc. Art. 103.—La désignation du représentant permanent ainsi que la cessation de son mandat sont soumises aux mêmes formalités de publicité que s'il était membre du conseil de surveillance en son nom propre.

〔解 説〕

旧型株式会社の法人取締役に関する規定が、新型株式会社では、監事会構成員にそのまま当てはめられている。董事会の構成員は自然人に限られている点が旧型取締役会との相違点である（法 120 条 3 項）。法第 135 条は法第 91 条に、令第 102 条は令第 78 条に、令第 103 条は令第 79 条に、それぞれ相对应する条文であり、内容も全く同じであるから、解説は省略するが、法人取締役制と異なる点は、

(1) 監事会が設けられている当該会社の使用人は、監事会の構成員とはなりえない (Mercadal et al., p. 446),

(2) 監事会の議長および副議長は、自然人でなければならぬから（法 138 条 2 項）、この 2 つのポストは法人構成員からは除外される、以上の 2 点である。

法第136条〔監事会構成員の職の兼併制限〕

①自然人は、フランス本土に本店を有する株式会社において、同時に8つを超える監事会に所属することができない。

②(1969年1月6日法律第69—12号により改正)《自然人が新たな委任を受諾した場合に前項の規定に違反するに至ったときは、選任後3ヵ月内にいずれか一方を辞任しなければならない。この期間を経過したときは、この者は新たな委任を辞したものとみなされ、受取った報酬はこれを返還しなければならない。ただし、この者が加わった決議の効力はこれを争うことができない。》

③第1項の規定は、法人である監事会構成員の常任代表者またはつぎに掲げる会社の監事会構成員には適用しない：

——法令の規定により、就任してもいかなる報酬をも受取ってはならないとされている会社

——研究または調査を目的とする会社で営業の段階に達していない会社

——(1969年1月6日法律第69—12号により追加)《第3項の規定にもとづき、利害関係を有する監事会構成員が委任を受ける会社の数が5社を超えない範囲内において、当該監事会構成員がすでに取締役または監事会構成員となっている他の会社によって資本の5分の1以上を保有されている会社》

——地域開発会社

④商号の主要部分を同じくする各種の保険会社の監事会構成員の受任者たる地位は、これを1つの委任として計算する。

Loi Art. 136.—Une personne physique ne peut appartenir simultanément à plus de huit conseils de surveillance de sociétés anonymes ayant leur siège social en France métropolitaine.

(L. n° 69-12 du 6 janv. 1969.) 《Toute personne physique qui, lorsqu'elle accède à un nouveau mandat, se trouve en infraction avec les dispositions de l'alinéa qui précède, doit, dans les trois mois de sa nomination, se démettre de l'un de ses mandats. A l'expiration de ce délai, elle est réputée s'être démise de son nouveau mandat et doit restituer les rémunérations perçues, sans que soit, de ce fait, remise en cause la validité des délibérations auxquelles elle a pris part.》

Les dispositions de l'alinéa 1^{er} ci-dessus ne sont pas applicables aux représentants permanents des personnes morales, ni aux membres du conseil de surveillance :

— dont le mandat, en vertu de dispositions législatives ou réglementaires, est exclusif de toute rémunération ;

— des sociétés d'études ou de recherches tant qu'elles ne sont pas parvenues au stade de l'exploitation ;

— (L. n° 69-12 du 6 janv. 1969.) 《des sociétés dont le capital est détenu à concurrence de 20 p. 100 au moins par une autre société dont ils sont déjà administrateurs ou membres du conseil de surveillance, dans la mesure où le nombre des mandats détenus par les intéressés au titre des présentes dispositions n'excède pas cinq》；

— des sociétés de développement régional.

Les mandats de membres du conseil de surveillance des diverses sociétés d'assurance ayant la même dénomination sociale ne comptent que pour un seul mandat.

令第 104 条〔研究または調査を目的とする会社の監事会構成員の兼任制限〕

会社法第 136 条に規定する監事会構成員の職務の兼任制限は、研究または調査を目的とする会社については、その会社が営業の段階に入った年度の計算書類を確定した通常総会の終結後にかぎり、その監事会構成員に適用する。

監 事 会

Déc. Art. 104.—La limitation du cumul de sièges de membre du conseil de surveillance, prévue par l'article 136 de la loi sur les sociétés commerciales, n'est applicable au membre du conseil de surveillance d'une société d'études ou de recherches qu'à l'issue de l'assemblée générale ordinaire ayant statué sur les comptes de l'exercice au cours duquel la société est parvenue au stade de l'exploitation.

〔解 説〕

旧型株式会社の取締役の兼任制限に関する規定（法92条，令80条）とほとんど同じ規定が，新型株式会社の監事会構成員の兼任制限についても設けられている。解説の重複をさけるため，とくに指摘する点のほかは，法第92条の解説を参照されたい。

1. 監事会構成員の兼任制限も自然人だけに関するものであるから，法人が監事会構成員になる場合（法135条1項）には兼任の制限はなく，したがって，常任代表者にも兼任制限は存しない（法136条3項前段）。旧型株式会社の取締役の兼任制限に関しては，1970年1月1日以後，フランス本土に本店を有する会社の海外会社（exploitation hors de France）も8社の計算に組入れられているけれども（法493条1項），新型株式会社の監事会構成員に関しては，そのような定めは存しない。

2. 8社の計算に関しては，旧型会社の取締役と新型会社の監事会構成員とは同等（équivalent）に扱われるから（法151条1項），旧型の2つの株式会社の取締役を兼任している者は，新型の株式会社の監事会構成員は6社まで兼任しうることになる。法第151条第1項に新型株式会社の董事会構成員は含まれていないから，新型株式会社8社の監事会構成員を兼任している者でも，それ以外の新型株式会社2社の董事会構成員を兼任することができる（法127条1項）。ただし，この点については，不可解な立法だとする意見がある（Hémard et al., p. 985）。

3. 無報酬の場合の制限解除は，法令の規定で無報酬と定められている場合だけであって，契約によりまたは定款をもって無報酬とした場合を含まない。それを含むときは，形式上無報酬としながら，間接に報酬を支払い，兼併禁止

(interdiction des cumuls) を潜脱し易いからである (Hémard et al., p. 735; Mercadal et al., p. 361)。

4. 研究調査目的の会社の監事会構成員を 8 社制限から除外したのは、未だ営業の段階に至っていない場合に限るのであるが、その段階に達した時点を確定することは容易でないから、多少兼任期間が伸長することがあっても、営業を始めた年度の通常総会終結のときとすること (令 104 条) が、対外的にもはっきりする。

5. 保険会社の場合、商号の主要部分を同じくする各種の保険会社とは、たとえば、La Nationale Vie (ナショナル生命) と La Nationale Incendie (ナショナル火災) のように、ナショナル・グループに属するものを指し、これを 1 社として計算するのである (Vuillermet, p. 350)。法人格は複数でも、企業グループとしてこれを 1 つの法人格と同視している点を注目する必要がある。

法第 137 条 [構成員に欠員を生じた場合の処置]

① (1967年 7 月 12 日法律第 67—559 号により改正) 《監事会構成員の 1 人または数人の死亡または辞任により、構成員に欠員を生じた場合には、監事会は、次の総会までの間、仮りに構成員を選任することができる。》

②監事会構成員の数が法定の最低員数に充たなくなつたときは、董事会は直ちに監事会の定員を補充するため、通常総会を招集しなければならない。

③監事会の構成員の数が、法定の最低員数を下らないときでも、定款で定めた最低員数に充たなくなつた場合は、監事会は、欠員を生じた日から 3 ヶ月以内に、定員を充たすため、仮りに構成員を選任する手続をとらなければならない。

④監事会が本条第 1 項および第 3 項にもとづいて行なつた選任については、次の通常総会において追認を受けなければならない。追認を得ら

監 事 会

れない場合にも、監事会がすでに行なった決議およびそれにもとづいて行なった行為はなおその効力を有する。

⑤監事会が必要な選任手続を怠りまたは総会が招集されなかった場合には、利害関係人は、裁判所に対して、選任手続を行なうためまたは第3項による選任についての追認を求めるための総会の招集を委託される受任者の選任を請求することができる。

Loi Art. 137.—(L. n° 67-559 du 12 juill. 1967.) «En cas de vacance par décès ou par démission d'un ou plusieurs sièges de membre du conseil de surveillance, ce conseil peut, entre deux assemblées générales, procéder à des nominations à titre provisoire.»

Lorsque le nombre des membres du conseil de surveillance est devenu inférieur au minimum légal, le directoire doit convoquer immédiatement l'assemblée générale ordinaire en vue de compléter l'effectif du conseil de surveillance.

Lorsque le nombre des membres du conseil de surveillance est devenu inférieur au minimum statutaire, sans toutefois être inférieur au minimum légal, le conseil de surveillance doit procéder à des nominations à titre provisoire en vue de compléter son effectif dans le délai de trois mois à compter du jour où se produit la vacance.

Les nominations effectuées par le conseil, en vertu des alinéas 1^{er} et 3 ci-dessus, sont soumises à ratification de la prochaine assemblée générale ordinaire. A défaut de ratification, les délibérations prises et les actes accomplis antérieurement par le conseil n'en demeurent pas moins valables.

Lorsque le conseil néglige de procéder aux nominations requises ou si l'assemblée n'est pas convoquée, tout intéressé peut demander en justice la désignation d'un mandataire chargé de convoquer

l'assemblée générale, à l'effet de procéder aux nominations ou de ratifier les nominations prévues à l'alinéa 3.

令第105条〔総会招集のための受任者の選任手続〕

会社法第137条第5項に定める受任者は、申立にもとづき商事裁判所長がこれを指名する。

Déc. Art. 105.—Le mandataire prévu à l'article 137, alinéa 5, de la loi sur les sociétés commerciales est désigné par le président du tribunal de commerce, statuant sur requête.

〔解説〕

旧型株式会社の取締役的空席を生じた場合の補充方法に関する規定（法94条、令105条の解説参照）とほぼ同じ規定が、新型株式会社では、監事会構成員について設けられている。旧型株式会社の取締役の員数が法定の最低員数にも満たなくなった場合には、残留する2人または1人の取締役が通常総会を招集する責任があるのに対して（法94条2項）、新型株式会社の監事会構成員の数が法定の最低員数3人（法129条1項）に満たなくなった場合には、残留構成員が総会を招集するのではなくて、董事会が通常総会を招集しなければならない（法137条2項）。この点がちがうだけであるから、その他のことは、重複をさけるため、解説を省く。

法第138条〔議長および副議長〕

①監事会は、監事会を招集し議事を統率する任務を負う議長および副議長各1人を、構成員の中から選出しなければならない。

②監事会の議長および副議長は自然人であることを要し、これに反する選任は無効とする。議長および副議長は、監事会の構成員としての各自の任期中その職務を行なうものとする。

監 事 会

Loi Art. 138.—Le conseil de surveillance élit en son sein un président et un vice-président qui sont chargés de convoquer le conseil et d'en diriger les débats.

A peine de nullité de leur nomination, le président et le vice-président du conseil de surveillance sont des personnes physiques. Ils exercent leurs fonctions pendant la durée du mandat du conseil de surveillance.

〔解 説〕

1. 議長、副議長のほか、定款にあらかじめ規定しておく秘書 (secrétaire) を加えて、監事会事務局 (bureau du conseil) を設けることができる (Mercadal et al., p. 451)。議長、副議長はともに自然人たることを要するから (法 138 条 2 項)、法人が監事会構成員になれるとはいえ (法 135 条 1 項)、この 2 人だけは自然人でなければならない。原案は議長代理 (suppléant) となっていたけれども、上院で副議長に改められた (Trouillat, p. 352)。

議長、副議長は構成員の互選 (cooptation) で選ばれ、その権限は、監事会の招集と議事の統率であるが (法 138 条 1 項)、そのほか、議長は、会社と董事会構成員または監事会構成員との取引を監事会が認許したときには (法 143 条 1 項)、そのことを会計監査役に通知し、かつ、総会の承認を求めなければならない (法 145 条 2 項)。これは議長だけが有する権限であると解されるから (Mercadal et al., *ibid.*)、議長が欠けている場合は、まずこれを選任する必要がある。

2. 法第 138 条第 2 項後段は、議長、副議長は、監事会から委任された期間その職務を行なう、という表現になっているけれども、監事会は自由に議長、副議長の任期を定め得るものではなく、議長、副議長ともに構成員であり、その任期は定款で定められているものであるから (法 134 条 1 項)、構成員としての各自の任期中その職務を行なうのであり、各自の任期は必ずしも同時に終了するものでもない (Vuillermet, p. 426)。

法第 139 条〔決議の要件〕

①監事会はその構成員の過半数が出席したときに限り有効に審議することができる。

②決議は出席した構成員（1967年7月12日法律第67-559号により改正）《または代理人》の過半数によって行なう、ただし、定款において多数決の要件を加重している場合はこの限りではない。

③定款に別段の規定がないかぎり、可否同数のときは議長の決するところによる。

Loi Art. 139.—Le conseil de surveillance ne délibère valablement que si la moitié au moins de ses membres sont présents.

A moins que les statuts ne prévoient une majorité plus forte, les décisions sont prises à la majorité des membres présents (L. n°67-559 du 12 juill. 1967) 《ou représentés》.

Sauf disposition contraire des statuts, la voix du président de séance est prépondérante en cas de partage.

令第 107 条〔招集および議事規則，構成員による招集請求〕

①会社は定款において監事会の招集および議事に関する規則を定めなければならない。

②前項の規定にかかわらず、董事会構成員の1人または監事会構成員の3分の1以上の者から、監事会の議長に対して、理由を付した招集の請求がなされた場合には、監事会の議長は15日以内に監事会を招集しなければならない。

③前項の請求に応じて招集がなされないときは、請求者は議事日程を示して自から監事会を招集することができる。

Déc. Art. 107.—Les statuts de la société déterminent les règles relatives à la convocation et aux délibérations du conseil de surveillance.

Toutefois, le président du conseil de surveillance doit convoquer le

監 事 会

conseil à une date qui ne peut être postérieure à quinze jours, lorsqu'un membre au moins du directoire ou le tiers au moins des membres du conseil de surveillance lui présentent une demande motivée en ce sens.

Si la demande est restée sans suite, ses auteurs peuvent procéder eux-mêmes à la convocation, en indiquant l'ordre du jour de la séance.

令第 107-1 条〔議決権の代理行使〕

(1968年1月2日デクレ第68—25号により追加) ①定款に別段の定めがある場合を除き、監事会の構成員は、書面または電報によって、他の構成員に対して、監事会に代理出席することを委任することができる。

②監事会の構成員は、同一会日中は、前項にもとづいて受領した委任状の1通にかぎりこれを使用することができる。

③前2項の規定は、監事会の構成員である法人の常任代表者にもこれを適用する。

Déc. Art. 107-1.—(Décr. n° 68-25 du 2 janv. 1968.) Sauf clause contraire des statuts, un membre du conseil de surveillance peut donner, par lettre ou par télégramme, mandat à un autre membre de le représenter à une séance du conseil.

Chaque membre du conseil de surveillance ne peut disposer, au cours d'une même séance, que d'une seule des procurations reçues par application de l'alinéa précédent.

Les dispositions des alinéas précédents sont applicables au représentant permanent d'une personne morale membre du conseil de surveillance.

令第 108 条〔出席簿の備置〕

監事会は出席簿を備え、出席した構成員はこれに署名しなければならない。

Déc. Art. 108.—Il est tenu un registre de présence qui est signé par les membres du conseil de surveillance participant à la séance du conseil.

令第 109 条〔議事録〕

①監事会の議事は本店に備付けの特別の帳簿に記載した議事録によってこれを証明しなければならない。この帳簿には、商事裁判所裁判員、第一審裁判所裁判官、市町村長または助役が、通常的方式にしたがいかつ無料で、番号を付したうえ花押をしなければならない。

②前項の規定にかかわらず、この議事録は通し番号を付したルーズリーフ式帳簿に明記し、これに前項の条件にしたがって花押し、かつ花押した者の職印を押すこともできる。一葉に記載がなされたときは、余白があっても、これを前葉に接続して編綴しておかなければならない。この帳簿は紙葉を付加し、除去し、取替えまたは差替えることが禁止される。

Déc. Art. 109.—Les délibérations du conseil de surveillance sont constatées par des procès-verbaux établis sur un registre spécial tenu au siège social et coté et paraphé soit par un juge du tribunal de commerce, soit par un juge du tribunal d'instance, soit par le maire de la commune ou un adjoint au maire, dans la forme ordinaire et sans frais.

Toutefois, les procès-verbaux peuvent être établis sur des feuilles mobiles numérotées sans discontinuité, paraphées dans les conditions prévues à l'alinéa précédent et revêtues du sceau de l'autorité qui les a paraphées. Dès qu'une feuille a été remplie, même partiellement, elle doit être jointe à celles précédemment utilisées. Toute addition, suppression, substitution ou interversion de feuilles est interdite.

令第 110 条〔議事録の記載事項と署名者〕

①議事録には、構成員中の出席者または届出があった欠席者もしくは無届の欠席者の氏名を記載しなければならない。議事録には、法律の規定にもとづいて会議に招集された者の出欠および会議の全部または一部に列席したその他の者の出席状況をも記載しなければならない。

②議事録には、議長および少なくとも監事会構成員の 1 人が署名しなければな

監 事 会

らない。議長に支障があるときは、少なくとも監事会構成員2人が署名しなければならぬ。

Déc. Art. 110.—Le procès-verbal de la séance indique le nom des membres du conseil de surveillance présents, excusés ou absents. Il fait état de la présence ou de l'absence des personnes convoquées à la réunion du conseil en vertu d'une disposition légale, et de la présence de toute autre personne ayant assisté à tout ou partie de la réunion.

Le procès-verbal est revêtu de la signature du président de séance et d'au moins un membre du conseil de surveillance. En cas d'empêchement du président de séance, il est signé par deux membres du conseil au moins.

令第111条〔議事録の謄本または抄本〕

①議事録の謄本または抄本の証明は、監事会の議長、副議長、董事会の構成員または証明の権限をあたえられた使用人がこれを行なう。

②会社の清算中は、前項の謄本または抄本の証明は清算人がこれを行なう。

Déc. Art. 111.—Les copies ou extraits de procès-verbaux des délibérations sont valablement certifiés par le président du conseil de surveillance, le vice-président de ce conseil, un membre du directoire ou un fondé de pouvoir habilité à cet effet.

Au cours de la liquidation de la société, ces copies ou extraits sont valablement certifiés par un seul liquidateur.

令第112条〔謄本、抄本の証明力〕

(1968年1月2日命令第68—25号により改正) 在任中の監事会構成員の人数、監事会への出欠状況または代理人による出席状況は、議事録の謄本または抄本の提出によってこれを証明することができる。

Déc. Art. 112.—(Décr. n° 68-25 du 2 janv. 1968.) Il est suffisamment justifié du nombre des membres du conseil de surveillance en exercice, ainsi que de leur présence ou de leur représentation à une séance du conseil, par la production d'une copie ou d'un extrait du procès-verbal.

〔解 説〕

新型株式会社の監事会は旧型株式会社の取締役会に類似した組織、機能をもつ会議体であるため、この両者に関する会社法および同施行令の規定には類似する点が多いので、解説が重複するところは、取締役会に関する規定の解説を引用するに止める。

1. 監事会の招集 監事会の招集および議事に関する規則は定款で定めなければならない(令 107 条 1 項)。招集権者は監事会の議長、議長に差支あるときは副議長とするのが原則である(法 138 条 1 項, Vuillemet, p. 427)。ただし、董 事会構成員から(1 人でも可)、または董事会構成員の 3 分の 1 以上の者から、理由を付して招集の請求があった場合には、議長は 2 週間以内に監事会を招集することを要し(令 107 条 2 項)、右期間内に議長による招集がないときは、請求者は議事日程を示し自ら招集することができる(令同条 3 項)。なお、急を要する場合には、各監事会構成員または各株主は、裁判所に招集を申請しうるものと解されている(Vuillemet, p. 427 et p. 386)。

招集回数は月例または隔月等定款で適宜に定めればよいわけであるが、年に少くとも 4 回は招集する必要がある。それは董事会から提出される 3 ヶ月毎の報告書を検討する必要があるからであり(法 128 条 4 項)、場合によっては更に 1 回招集を要することになる。それは、営業年度終了後 3 ヶ月以内に董事会から提出される財務諸表を検討するためである(法同条 5 項, Mercadal et al., p. 450)。

その他の点については法第 100 条、令第 83 条の解説を参照されたい。

2. 監事会の定足数と多数決 定足数は構成員の過半数の出席を必要とし、委任状による代理人は、この計算から除外される(法 139 条 1 項)。構成員自身が出席して意見を陳べるようにさせるためである(Vuillemet, p. 388)。これに対し

監 事 会

て、決議要件としての過半数の計算には、委任による代理出席者の数も算入される（法139条2項）。ただし定款で要件を加重し、代理出席者の算入を禁止することもできる（同上但書）。なお、可否同数の場合には、議長に採決権があるが（法同条3項）、定款でこれを否定しておくこともできる。

構成員以外のもので監事会に出席しうるのは、企業委員会の代表2人であるが、これらの者には議決権は与えられていない。そのほか、監事会が招集して意見をきくことができる者としては、会計監査役、董事会構成員、社長などがあるが、これらの者にも議決権はない（Vuilletmet, p. 427）。

3. 出席簿 監事会には出席簿を備え、出席した構成員はこれに署名しなければならない（令108条）。出席簿とは各回の出席票（feuilles de présence）を編綴した帳簿（registre des présences）をいう（Vuilletmet, p. 388）。

4. 議決権の代理行使 構成員は同じ監事会の他の構成員に委任して議決権を代理行使させることができる（令107—1条）。旧型株式会社の取締役会における議決権代理行使に関する規定と全く同旨である（法100条、令83—1条の解説参照）。

5. 議事録 監事会を開催した場合には必ず本店備置の議事録に議事を記載してこれを証明しなければならない（令109条1項）。出席者の氏名はこれにも記載されるから（令110条1項）、出席簿との対照に役立つ。議事録の作成方式（令109条、令110条）は、旧型株式会社の取締役会の議事録の場合と同じである（法100条、令85条、86条の解説および法15条、令10条の解説参照）。

議事録が1冊のバインダー式帳簿として作成され通し番号が付されている場合には、裁判官または市町村長等の署名および花押は適当な1ヵ所になされれば足りるが、この帳簿は手書の場合に用いられるもので、タイプライターを使用する場合は、ルーズリーフ式帳簿とせざるをえない。その場合には、各回の議事録毎に花押と花押した者の職印（sceau、日本流に言えばメダルのような形の印）を末尾に押すのである（令109条2項）。花押（paraphe）は、日本の場合と同じく、簡略化された署名で他人には判読しがたいものが多い、用法としては訂正、削除した箇所へ確認用として用いられたり、帳簿の枚数や日付を公証するため、あるいは、日本の契

印のような役目をさせるため (parapher ne varietur) に使用される (Grand Larousse encyclopédique による)。

議事録の署名者は、議長および監事会構成員の少くとも 1 人、議長に支障あるときは 2 人以上の構成員とする (令 110 条 2 項, 令 86 条 2 項参照)。

議事録の謄本および抄本と証明力 謄本, 抄本が原本と相違ないことを証明しうる者は、議長, 副議長, 董事会構成員または証明の権限を与えられている使用人もしくは清算人とされている (令 111 条, 令 87 条参照)。董事会の構成員を加えたのは、実際上は議事録を保管していて、この種の証明業務をするに便宜だからであろう (法 124 条 1 項参照)。謄本および抄本の証明力については、旧型株式会社の取締役の議事録のそれと同じ規定が設けられている (令 112 条, 88 条)。

法第 140 条 [構成員に対する報酬・賞与]

①総会は、監事会の構成員に対して、その活動の報酬として、出席手当として一定の年額の金員を支給する旨を定めることができる。その総額はこれを営業経費に計上することができる。

②定款により、監事会の構成員に対して、第 352 条に定める条件にしたがって、賞与を支給する旨を定めることができる。

Loi Art. 140.—L'assemblée générale peut allouer aux membres du conseil de surveillance, en rémunération de leur activité, une somme fixe annuelle à titre de jetons de présence. Le montant de celle-ci est porté aux charges d'exploitation.

Les statuts peuvent prévoir que des tantièmes seront alloués au conseil de surveillance, dans les conditions prévues à l'article 352.

令第 118 条 [給与の配分および旅費等の償還]

①監事会は、出席手当および賞与の形式で監事会に割り当てられた金員の総額

監 事 会

を、構成員の間で自由に配分することができる、とりわけ、第 115 条第 2 項所定の委員会に参加している構成員に対しては、他の構成員以上の配分をすることができる。

②監事会は、その構成員が会社のために負担した旅費、短期間の出張費およびその他の会社のために負担した諸出費の償還を承認することができる。

Déc. Art. 118.—Le conseil de surveillance répartit librement entre ses membres les sommes globales allouées à ceux-ci sous forme de jetons de présence et de tantièmes; il peut notamment allouer aux membres du conseil qui font partie des commissions prévues par l'article 115, alinéa 2, une part supérieure à celle des autres.

Le conseil de surveillance peut autoriser le remboursement des frais de voyage et de déplacement et des dépenses engagées par ses membres dans l'intérêt de la société.

〔解 説〕

監事会構成員に対する報酬および賞与の支給、構成員間におけるその配分、旅費、出張費その他の諸出費の会社負担に関する上記の規定は、旧型株式会社の取締役に関する規定と全く同じであるから、解説を省略する（法 140 条、令 118 条の解説参照）。なお、令第 115 条第 2 項の委員会については、法第 128 条の解説のところを参照されたい。

法第 141 条〔特別報酬〕

監事会は、その構成員に委嘱した任務または委任に対する特別の報酬を支給することができる。この場合、経費に計上されるこの報酬については、第 143 条ないし第 147 条の規定を適用する。

Loi Art. 141.—Il peut être alloué, par le conseil de surveillance, des rémunérations exceptionnelles pour les missions ou mandats confiés à des membres de ce conseil ; dans ce cas, ces rémunérations, portées aux charges d'exploitation, sont soumises aux dispositions des articles 143 à 147.

〔解 説〕

本条は旧型株式会社の取締役に対する特別報酬の支給規定（法 109 条）と同趣旨の規定である。特別報酬の支給を受ける者と会社との関係については、自己取引に関する法第 143 条ないし第 147 条の規定が適用されるから、支給が決定した場合には 1 ヶ月以内に会計監査役に通知し、総会の承認を求めなければならない、この総会においては、受給者には議決権がない（法 145 条 2 項、4 項、令 116 条）。

法第 142 条〔その他の報酬の禁止〕

①監事会の構成員は、常任であると否とを問わず、第 140 条および第 141 条に定めた報酬以外の報酬を会社から受領することができない。

②前項に反する定款の条項は記載のないものとみなす、また前項に反する決議はこれを無効とする。

Loi Art. 142.—Les membres du conseil de surveillance ne peuvent recevoir de la société aucune rémunération, permanente ou non, autre que celles visées aux articles 140 et 141.

Toute clause statutaire contraire est réputée non écrite et toute décision contraire est nulle.

〔解 説〕

監事会構成員に支給されるのは出席手当（法 140 条 1 項）と賞与（同 2 項）、

監 事 会

そのほかには、特別報酬（法 141 条）があるだけである。賞与は董事会構成員のそれよりも少いのが当然であろう（Vuillermet, p. 420）。監事会構成員に対してはこれ以外の報酬を会社から支給することは許されないから（法 142 条 1 項）、使用人として俸給を支給することもできない。以上の規定に反することを定款で定めたり、総会で決議しても、すべて無効である（同 2 項）。

法第 143 条〔会社との取引と事前の認許〕

①会社とその董事会または監事会の構成員との契約については、監事会の事前の認許をうけなければならない。

②前項に掲げた者が、間接に利害関係を有する契約または他人を介して会社と取引する契約についても前項と同様とする。

③董事会または監事会の構成員が、他の企業の所有者、無限責任社員、業務執行者、取締役、副社長または董事会もしくは監事会の構成員である場合に、この企業と会社との契約についても事前の認許をうけなければならない。

Loi Art. 143.—Toute convention intervenant entre une société et l'un des membres du directoire ou du conseil de surveillance de cette société doit être soumise à l'autorisation préalable du conseil de surveillance.

Il en est de même des conventions auxquelles une des personnes visées à l'alinéa précédent est indirectement intéressée ou dans lesquelles elle traite avec la société par personne interposée.

Sont également soumises à autorisation préalable, les conventions intervenant entre une société et une entreprise, si l'un des membres du directoire ou du conseil de surveillance de la société est propriétaire, associé indéfiniment responsable, gérant, admini-

strateur, directeur général ou membre du directoire ou du conseil de surveillance de l'entreprise.

〔解説〕

旧型の株式会社においては、取締役会が業務執行を監督する機関であるから、自己取引の認許権は取締役会にあるのに対して（法 101 条 1 項）、新型の株式会社においては、董事会が行なう業務執行を監督するのは監事会であるから、自己取引の認許権は監事会が握っているのである（法 143 条 1 項）。旧型取締役会の機能は、新型の董事会と監事会に分属しているわけであるから、いわゆる自己取引は、①会社と董事会構成員との間の契約と、②会社と監事会構成員との間の契約との二つに分けて規制されている。しかし、規制の方式は、両者共に法第 101 条と全く同じであるから、同条の解説を参照されたい。ただし、董事会構成員は自然人たることを要するから（法 120 条 3 項）、法人は監事会の構成員となりうるだけである（法 135 条 1 項）。

丙社が甲社の監事会の構成員であると同時に乙社の監事会構成員をも兼任している場合において、乙社が甲社と取引するには、事前に甲社の監事会の認許を受けなければならない（法 143 条 3 項）。甲乙両社の丙社常任代表者が同一である場合も同様である（法 135 条 1 項）。

法第 144 条〔事前の認許を必要としない契約〕

第 143 条の規定は、日常の業務に関する契約で正規の条件にしたがってなされるものについてはこれを適用しない。

Loi Art. 144.—Les dispositions de l'article 143 ne sont pas applicables aux conventions portant sur des opérations courantes et conclues à des conditions normales.

監 事 会

〔解 説〕

普通契約々款に従ってなされる契約等が本条の契約の典型的なものである。なお、法第102条の解説参照。

法第145条〔認許の手続〕

①董事会または監事会の構成員で利害関係を有する者は、第143条が適用される契約があることを知ったときは、直ちにこれを監事会に通知しなければならない。この者が監事会の構成員であるときは認許申請に関する議決に加わることはできない。

②監事会の議長は、認許した契約について会計監査役に通知し、かつ、総会の承認を求めなければならない。

③会計監査役は、これらの契約についての特別報告書を総会に提出することを要し、総会はこれを承認するか否かの決定をしなければならない。

④利害関係人は決議に加わる ことができず、その有する株式は定足数および多数決の計算に算入しない。

Loi Art. 145.—Le membre du directoire ou du conseil de surveillance intéressé est tenu d'informer le conseil de surveillance dès qu'il a connaissance d'une convention à laquelle l'article 143 est applicable. S'il siège au conseil de surveillance, il ne peut prendre part au vote sur l'autorisation sollicitée.

Le président du conseil de surveillance donne avis aux commissaires aux comptes de toutes les conventions autorisées et soumet celles-ci à l'approbation de l'assemblée générale.

Les commissaires aux comptes présentent, sur ces conventions, un rapport spécial à l'assemblée, qui statue sur ce rapport.

L'intéressé ne peut pas prendre part au vote et ses actions ne sont pas prises en compte pour le calcul du quorum et de la majorité.

令第 116 条〔会計監査役に対する通知〕

①監事会の議長は、会社法第143条にもとづいて認許された契約の締結のときから 1 ヶ月以内に、この契約を認許した旨を会計監査役に通知しなければならない。

②前営業年度中に締結され、かつ、認許をうけた契約の履行が現営業年度に継続している場合には、現営業年度終了の日から 1 ヶ月以内にその状況を会計監査役に通知しなければならない。

Déc. Art. 116.—Le président du conseil de surveillance avise les commissaires aux comptes des conventions autorisées en application de l'article 143 de la loi sur les sociétés commerciales, dans le délai d'un mois à compter de la conclusion desdites conventions.

Lorsque l'exécution des conventions conclues et autorisées au cours d'exercices antérieurs a été poursuivie au cours du dernier exercice, les commissaires aux comptes sont informés de cette situation dans le délai d'un mois à compter de la clôture de l'exercice.

令第 117 条〔総会に提出する会計監査役の特報報告書の記載事項〕

会社法第 145 条第 3 項に定める会計監査役の特報報告書にはつぎの事項を記載しなければならない：

総会の承認を必要とする契約の挙示

監事会または董事会の構成員で利害関係を有する者の氏名

上記の契約の種類および目的

上記の契約の主要な態様、とりわけ、価格または適用した料率の表示、合意のあった割戻金または手数料、弁済の期限、利息、提供した担保その他契約を締結することにかかる利益があるかを株主が判断するのに役立つ一切の事項の

監 事 会

表示

引渡した品物，提供した役務の価値ならびに前条第2項に定められた契約の履行のために現営業年度中に支払いもしくは受取った金額の合計

Déc. Art. 117.—Le rapport des commissaires aux comptes, prévu à l'article 145, alinéa 3, de la loi sur les sociétés commerciales, contient :

L'énumération des conventions soumises à l'approbation de l'assemblée générale ;

Le nom des membres du conseil de surveillance ou du directoire intéressés ;

La nature et l'objet des dites conventions ;

Les modalités essentielles de ces conventions, notamment l'indication des prix ou tarifs pratiqués, des ristournes et commissions consenties, des délais de paiement accordés, des intérêts stipulés, des sûretés conférées et, le cas échéant, toutes autres indications permettant aux actionnaires d'apprécier l'intérêt qui s'attachait à la conclusion des conventions analysées ;

L'importance des fournitures livrées ou des prestations de service fournies ainsi que le montant des sommes versées ou reçues au cours de l'exercice, en exécution des conventions visées à l'article 116, alinéa 2.

[解 説]

旧型株式会社の取締役会の認許手続と全く同趣旨である（法103条，令91条，92条の解説参照）。

会社と取引をする構成員本人から，監事会に通知することを要し（法145条1項），監事会の議長は，契約締結のときから1ヵ月以内に，認許したことを会計監査役に通知し，かつ，総会の承認を求める手続を採らなければならない（法145条2項，令116条）。会計監査役は，令第117条に列挙されている事項を記載した特別報告書を作成して，これを総会に提出することを要し（法145条3項），総会は，監事会の議長から求められている自己取引の承認と併わせて監査役から提出されて

いる特別報告書の承認について審議する。総会がこれを承認しなかった場合でも、自己取引は、第三者に対して効力を生ずるのが原則である（法 146 条）。

法第 146 条〔総会の承認，不承認とその効果〕

①総会が承認した契約も，総会が承認しなかった契約も第三者に対しては効力を生じる。ただし，契約が詐欺の理由で取消された場合はこのかぎりではない。

②詐欺がなかった場合でも，承認されなかった契約によって会社に損害をあたえたときは，その損害について，監事会または董事会の構成員でこれに関係したものはもとより，場合によっては董事会の他の構成員も，責任を負わなければならない。

Loi Art. 146.—Les conventions approuvées par l'assemblée, comme celles qu'elle désapprouve, produisent leurs effets à l'égard des tiers, sauf lorsqu'elles sont annulées dans le cas de fraude.

Même en l'absence de fraude, les conséquences, préjudiciables à la société, des conventions désapprouvées peuvent être mises à la charge du membre du conseil de surveillance ou du membre du directoire intéressé et, éventuellement, des autres membres du directoire.

〔解 説〕

旧型株式会社の取締役会の認許に関連する規定と全く同じ趣旨の規定である（法 104 条の解説参照）。総会の承認が得られなかった場合でも，監事会が認許した自己取引は有効とされているけれども，承認を得られなかったという事実は，監事会に対する重大な警告としての意味をもっている。

本条第 2 項後段に，場合によっては董事会の他の構成員も責任を負うと規定さ

監 事 会

れているにもかかわらず、監事会の構成員が除外されているのは、監事会の構成員は業務執行 (gestion) について責任を問われないからである (法 250 条 1 項)。また、当該自己取引の関係者でない董事会構成員が、場合によっては責任を負わねばならないものとされているのは、董事会が合議体 (organe collégial) であり、自己取引をする場合の合議に際して、反対しなかった者は連帯責任を負わねばならないのである (Vuillemet, p. 421, p. 439 et p. 406, 法 249 条 1 項, 244 条参照)。

法第 147 条 [監事会の認許を欠く自己取引の効力]

①第 143 条に定める契約で監事会の事前の認許を得ないで締結されたものにより、会社に損害をあたえたときは、これに関係した者の責任を生じるほか、この契約を取消することができる。

②前項の取消権は契約の日から 3 年経過したときは時効によって消滅する。ただし、契約が秘匿されていた場合は、明らかになった日から時効期間を計算する。

③承認の手續がとられなかった事情を開示する会計監査役の特別報告書にもとずいて総会が承認の議決をしたときは、取消原因は治癒される。この場合には第 145 条第 4 項の規定を適用する。

Loi Art. 147.—Sans préjudice de la responsabilité de l'intéressé, les conventions visées à l'article 143 et conclues sans autorisation préalable du conseil de surveillance peuvent être annulées si elles ont eu des conséquences dommageables pour la société.

L'action en nullité se prescrit par trois ans à compter de la date de la convention. Toutefois, si la convention a été dissimulée, le point de départ du délai de prescription est reporté au jour où elle a été révélée.

La nullité peut être couverte par un vote de l'assemblée générale

intervenant sur rapport spécial des commissaires aux comptes exposant les circonstances en raison desquelles la procédure d'autorisation n'a pas été suivie. L'article 145, alinéa 4, est applicable.

〔解 説〕

本条は旧型株式会社の場合の法第 105 条と全く同じ趣旨の規定である。取消権の行使は訴によることを要し、会社または株主が原告適格を有する。本条第 3 項の特別報告書には、認許の手続をとらなかった事情を開示すれば足り、その事情が正当な免責事由 (excuse valable) に該当するか否かにふれる必要はない。また、事前に監事会の認許をえなかった以上、たとえ、後になってその追認をえた場合でも、会計監査役は本条の特別報告書を総会に提出しなければならない (Vuillermet, p.373)。総会において、利害関係人は議決権を行使することができない (本条 3 項末段)。その他の事項については、法第 105 条の解説にゆずる。

法第 148 条 [董事会または監事会の法人でない 構成員に対する 金銭の貸付等]

① 董事会および 監事会の各構成員は、法人構成員を除き、いかなる形式によるときも、会社から金銭を借受け、交互計算 その他によって他から信用の供与をうけるについて会社に同意させ、または第三者に対する自己の債務について会社に保証もしくは手形保証をさせることを禁じられる。これに違反する契約は無効とする。

② 前項の規定にかかわらず、会社が銀行 その他の金融業を営むものである場合に通常 conditions に従って行なわれる 営業に関する 日常の取引については、前項の禁止規定を適用しない。

③ 第 1 項の禁止規定は、法人である 監事会構成員の 常任代表者にも適

監 事 会

用する。本条に掲げる者の配偶者，直系尊属および直系卑属ならびにすべての介在者に対しても同様である。

Loi Art. 148.—A peine de nullité du contrat, il est interdit aux membres du directoire et aux membres du conseil de surveillance autres que les personnes morales, de contracter, sous quelque forme que ce soit, des emprunts auprès de la société, de se faire consentir par elle un découvert, en compte courant ou autrement, ainsi que de faire cautionner ou avaliser par elle leurs engagements envers les tiers.

Toutefois, si la société exploite un établissement bancaire ou financier, cette interdiction ne s'applique pas aux opérations courantes de ce commerce conclues à des conditions normales.

La même interdiction s'applique aux représentants permanents des personnes morales membres du conseil de surveillance. Elle s'applique également au conjoint, ascendants et descendants des personnes visées au présent article, ainsi qu'à toute personne interposée.

〔解 説〕

本条は旧型株式会社に関する法第 106 条と全く同趣旨の規定である。本条第 1 項のなかで、交互計算その他によって他から信用の供与をうけるについて会社に同意させ……とある部分は多少説明を要する。フランスにおいては、交互計算は、実際上は銀行との間においてのみ行なわれるが、交互計算契約は不要式の合意による契約 (contrat consensuel) であり、相互的な信用開始契約であり、計算を閉鎖するまでの期間は個別的に債権の取立をしないことを内容としている。したがって、董监事会または監事会の構成員が、銀行から現金を借りたり、銀行を支払人とする手形や小切手を振出して資金を取得した場合、計算閉鎖までは弁済を猶予されたも同然であるが、この債務と銀行に対する会社の債権とが交互計算に組み入れられるときは、

計算閉鎖のとき会社が残額支払の義務を負うこともありうるわけであって、そうになると、董事会または監事会の構成員に会社から金銭を貸付けたのと同じことになるから、これを禁止するのである。本条が禁止しているのは、このように、会社が貸主の役目 (*rôle d'un prêteur*) をすることであり、銀行とこれらの構成員との交互計算において、銀行が貸主になることまでも禁止しているのではないことを注意する必要がある (Hémard et al., p. 886; Ripert par Riblot, t. 1, p. 1010; M. Vasseur et X. Marin, *Les comptes en banque*, t. 1, 1966, p. 384)。

そのほかの点については、法第 106 条の解説を参照されたい。

法第 149 条 [秘密保持の義務]

董事会および監事会の構成員ならびにこれらの機関の会議に出席を求められた者は、秘密性を帯びる情報および議長が秘密事項として提供した情報について、秘密をまもる義務を負う。

Loi Art. 149.—Les membres du directoire et du conseil de surveillance, ainsi que toute personne appelée à assister aux réunions de ces organes, sont tenus à la discrétion à l'égard des informations présentant un caractère confidentiel et données comme telles par le président.

[解 説]

旧型株式会社の取締役会に関する秘密保持の義務については、法第 100 条第 4 項に本条と同趣旨の規定がある。同条および本条の秘密 (*discrétion*) は、職業上の秘密 (*secret professionnel*) のような刑事制裁を伴うものではないけれども (Trouillat, p. 359), 経営政策上内密にしておく必要のある事項 (*informations de caractère confidentiel*) に関しては、口外を慎しむべき義務あるものとしたのである。本条の秘密には性質上秘密とされるものと、会議の議長が指定した秘密との

監 事 会

二つがあるが、前者は製造工程 (procédés de fabrication) に関する事項などを指すものとおもわれる (Hémard et al., t. 1, p. 798)。

董事会または監事会に出席することを求められる者は、企業委員会の代表2人 (1945年2月22日オールドナンス3条9項)、会計監査役 (法231条、令192条2項)、公証人などである。董事会は3月に1回監事会に報告書を提出しなければならないが (法128条4項)、これに関連して董事会構成員が監事会に出席を求められることもありうる (Hémard, *ibid.*, 995)。

本条に違反した者は、損害賠償義務を負うが、実際問題としては、なにが本条の秘密事項に該当するかを認定する上で困難な問題があるようにおもわれる。

法第150条 [更生整理または清算整理等の場合における法令の適用]

(1967年7月13日法律第67—563号により改正) 会社の更生整理または清算整理の場合においては、更生整理、清算整理、個人破産および破産犯罪に関する法令の定める禁止および失権の規定を、同法令で定める者に対して、かつ、その定める条件にしたがって適用する。

Loi Art. 150.—(L. n° 67-563 du 13 juill. 1967.) En cas de règlement judiciaire ou de liquidation des biens de la société, les interdictions et déchéances prévues par la législation sur le règlement judiciaire, la liquidation des biens, la faillite personnelle et les banqueroutes, sont applicables aux personnes visées et dans les conditions prévues par ladite législation.

[解 説]

本条は旧型株式会社に関する法第114条および有限会社に関する法第54条と同趣旨の規定であるから、それらの条文の解説を参照されたいのであるが、新型株式会社に関連して若干の事項を付加しておく。

改正前の法第 150 条は、「会社破産または裁判上の整理の場合には、董事会の構成員は商法典第 471 条および第 472 条で定められた禁止および失権の規定の適用をうけるものとする。ただし、董事会構成員においては会社の破産または裁判上の整理が、経営指揮の際の重大な過失に帰すべからざることを立証したときは、商事裁判所は、禁止および失権の規定の適用を免除することができる。」という条文であった。それが1967年7月13日の新破産法すなわち《更生整理、清算整理、個人破産および破産犯罪に関する》法律（全文164ヵ条）によって、本条のように改正されたのである。更生整理は新破産法による再建型の整理であり、清算整理は清算型のそれである。

新破産法所定の禁止条項を同法所定の者に適用するということは、会社が更生整理または清算整理に入った場合に、会社の経営首脳者に対して会社法第 249 条第 2 項に基づき会社の債務につき弁済の責任ありとされたにもかかわらず、その責を果さないときは、これらの者に対して、裁判所が個人破産またはすべての商的企業もしくは特定の法人の経営首脳者となることを禁止することをいう（新破産法109条）。経営首脳者（*dirigeants*）とは、社長、副社長、取締役、董事会構成員、業務執行者を指し、監事会の構成員を含まない（*Mercadal et al., p. 963*）。この禁止条項を適用したために、業務執行機関が機能しなくなった商的企業もしくは特定法人は、新たに取締役、董事会構成員などを選任する必要がある。

新破産法による失権条項を適用するということは、同法第 109 条に基き、裁判所から個人破産を宣告された経営首脳者は、同法第 105 条により、旧破産法で定められていたのと同じ失権の不利益をうけることを指す（会社法第54条の解説の3項参照）。

第 3 款 共 通 規 定

Sous-section III. — Dispositions communes.

法第 151 条 [旧型会社の役員と新型会社の役員との兼任制限]

①第92条および第136条に定める自然人が同時に就任しうる取締役の地位または監事会構成員の地位を8つに制限する規定は、取締役の地位と監事会構成員の地位との兼任についても、これを適用する。

②第111条および第127条に定める自然人が同時に就任しうる社長または董事会構成員もしくは単独董事の地位を2つに制限する規定は、社長、董事会構成員、単独董事の地位の兼任についても、これを適用する。

Loi Art. 151.—La limitation à huit du nombre de sièges d'administrateur ou de membre du conseil de surveillance qui peuvent être occupés simultanément par une même personne physique, en vertu des articles 92 et 136, est applicable au cumul de sièges d'administrateur et de membre du conseil de surveillance.

La limitation à deux du nombre de sièges de président du conseil d'administration ou de membre du directoire ou de directeur général unique, qui peuvent être occupés simultanément par une même personne physique, en vertu des articles 111 et 127, est applicable au cumul de sièges de président du conseil d'administration, de membre du directoire et de directeur général unique.

共通規定

〔解説〕

本条第1項は旧型株式会社の取締役と新型株式会社の董事会構成員との兼任、第2項は旧型株式会社の社長と新型株式会社の董事会構成員（または単独董事）との兼任について、法第92条、第111条、第127条、第136条を準用することを定めたものである。共通規定という見出しになっているのは、兼任の限度を新旧両型を通じて計算するからである。

1. 旧型株式会社の取締役と新型株式会社の监事会構成員との兼任 自然人はフランス本土に本店を有する会社（以下同じ）の取締役（旧型）は8社を限度として兼任が可能であり（法92条1項）、监事会構成員（新型）も同じく8社が限度である（法136条1項）。この制限を新旧に共通に適用するのが本条第1項であるから、たとえば、5社の取締役（旧型）は、3社の监事会構成員（新型）を兼任するのが限度になる。

2. 旧型株式会社の社長と新型株式会社の董事会構成員（または単独董事）との兼任 自然人は社長（旧型）を2社を限度として兼任が可能であり（法111条1項）、董事会構成員または単独董事（新型）も同じく2社兼任が限度である（法127条1項）。この制限を新旧に共通に適用するのが本条第2項であるから、たとえば、ある旧型株式会社の社長の地位にある者は、新型株式会社の董事会構成員を1社しか兼任することができない。

3. 問題点 自然人は旧型株式会社の社長を2社兼任しうるが（法111条1項）、法第92条3項が準用されているから（法111条2項）、社長2社のほか、報酬をもらわない会社とか、研究開発を目的とする会社の取締役（旧型）を兼任することが可能である。

これに対して、自然人は新型株式会社の董事会構成員（または単独董事）を2社兼任しうるに止まり（法127条第1項）、法第92条3項が準用されていないため、研究開発を目的とする会社の取締役（旧型）を兼任することができないという不合理（anomalie）を生じる（Vuillemet, p. 440）。この不合理は、たとえば、ある者が1つの新型会社の董事会構成員と旧型会社1社の社長とを兼任する場合にも生じる。ただし、そのほかの旧型会社の社長ではなく、単なる取締役を兼ねるのであれ

ば、上記 2 社のほかに兼任が可能であるとする説もある (Mercadal et al., p. 432)。

法第 152 条 [旧型会社と新型会社との合併と業務執行機関の構成員の数]

取締役会によって管理されている会社と、董事会および監事会を有する会社とが合併する場合には、取締役会または監事会の構成員の数は、6 ヶ月前から引続き合併当事会社に在職している取締役会構成員の数と監事会構成員の数との合計に達するまでは 12 人を超えることができる。ただし、24 人を超えてはならない。第 89 条第 2 項および第 3 項、場合により第 129 条第 2 項の規定をこの場合にも適用する。

Loi Art. 152.—En cas de fusion d'une société anonyme administrée par un conseil d'administration et d'une société anonyme comprenant un directoire et un conseil de surveillance, le nombre des membres du conseil d'administration ou du conseil de surveillance, selon le cas, pourra dépasser le nombre de douze jusqu'à concurrence du nombre total des membres du conseil d'administration et du conseil de surveillance en fonction depuis plus de six mois dans les sociétés fusionnées, sans pouvoir dépasser le nombre de vingt-quatre. Les dispositions de l'article 89, alinéas 2 et 3, ou, selon le cas, celles de l'article 129, alinéa 2, sont applicables.

[解 説]

旧型会社の取締役の数は 3 人以上 12 人以内と定められており (法 89 条 1 項)、旧型会社間の合併の場合には、12 人を超えてもよいが、24 人が限度である (同上)。新型会社の監事会構成員の数も同様に 3 人以上 12 人以内 (法 129 条 1 項)、新型会

共 通 規 定

社間の合併の場合には、12人を超えてもよいが、24人が限度である（同）。

本条は新型会社と旧型会社とが合併して、合併後の会社が旧型の場合の取締役の数を法第89条第1項と同じにし、合併後の会社が新型の場合の監事会構成員の数を法第129条第1項と同じにした規定である。

合併後の会社が、旧型を採用した場合には、法第89条第2項第3項が準用され、新型を採用した場合には、法第129条第2項が準用される（該当条項の解説参照）。

《大野 實雄》